

VI

資料編

資料1 令和6年度検査実績一覧

本編で記述した、実地検査等の実績数を集約すると以下のとおりです。対象数は、原則として令和6年4月1日現在の数で記載しています。

(1) 社会福祉施設等

(単位：法人/施設/件/事業)

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	実施率 (b/a)	主な指摘事項 該当ページ
社会福祉法人	336	68	20.2%	10
介護老人福祉施設	391	70	17.9%	13
介護老人保健施設	78	23	29.5%	16
介護医療院	33	5	15.2%	17
養護老人ホーム	27	2	7.4%	19
軽費老人ホーム	143	32	22.4%	20
有料老人ホーム	1,068	93	8.7%	21
サービス付き高齢者向け住宅	421	71	16.9%	23
障害者支援施設等	2,332	12	0.5%	41
障害児入所施設	18	1	5.6%	43
保護施設	29	8	27.6%	51
指定医療機関 (生活保護法)	24,413	47	0.2%	54
指定自立支援医療機関	2,183	8	0.4%	54
指定医療機関 (戦傷病者特別援護法)	9	—	0.0%	—
児童養護施設	48	44	91.7%	58
児童自立支援施設	2	1	50.0%	59
乳児院	7	7	100.0%	59
母子生活支援施設	20	7	35.0%	60
自立援助ホーム	18	6	33.3%	60
認可保育所	2,558	220	8.6%	64
認証保育所	412	114	27.7%	65
認可外保育施設	873	363	41.6%	66

幼保連携型認定こども園	31	6	19.4%	68
無料低額宿泊所	120	49	40.8%	72
日常生活支援住居施設	52	23	44.2%	74
女性自立支援施設	5	1	20.0%	74
計	35,627	1,281	3.6%	—

介護老人保健施設は特別区に所在するものを除きます。

(2) 在宅サービス事業

(単位：事業)

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	実施率 (b/a)	主な指摘事項 該当ページ
介護保険在宅サービス事業 (福祉系)(介護予防を含む。)	13,465	473	3.5%	26
介護保険在宅サービス事業 (医療系)(介護予防を含む。)	4,590	196	4.3%	36
障害福祉在宅サービス事業等	9,013	81	0.9%	46
計	27,068	750	2.8%	—

介護保険在宅サービス事業(医療系)について、上記の表に、訪問看護のみなし指定事業所は含まれておらず、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション及び短期入所療養介護事業のみなし指定事業所は含まれています。(ただし、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの保健医療機関のみなし指定事業所については、給付実績が10件以上の事業所のみを含んでいます。)

なお、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの保健医療機関のみなし指定事業所の範囲は、平成30年度から上記のとおり改めました。

(3) 保険医療機関等

(単位：件)

種別	対象数 (a)	指導等数 (b)	実施率 (b/a)	主な指摘事項 該当ページ
医科	13,504	132	1.0%	76
歯科	10,463	65	0.6%	77
保険薬局	6,971	61	0.9%	79
計	30,938	258	0.8%	—

医科、歯科及び保険薬局については、新規個別指導197件(医科106件、歯科44件、保険薬局47件)を含みます。

(4) 集団指導等

種別	参加施設・事業者数	主な内容
介護老人福祉施設	527 ※1	・運営等に関する基準 ・実地指導において指摘の多い事項 ・サービス提供に当たっての留意事項
介護老人保健施設	73 ※1	・運営等に関する基準 ・実地指導において指摘の多い事項 ・サービス提供に当たっての留意事項
介護医療院	28 ※1	・事業運営に関する留意事項 ・介護報酬の請求事務
有料老人ホーム	857 ※1	・運営等に関する基準 ・実地指導において指摘の多い事項 ・サービス提供に当たっての留意事項
介護保険在宅サービス事業 (福祉系)(介護予防を含む。)	4,912 ※1	・指導検査の実施状況等について ・自己点検の実施について ・高齢者虐待の防止 ・その他
介護保険在宅サービス事業 (医療系)(介護予防を含む。)	6,909 ※1	・事業運営に関する留意事項 ・指定届、変更届の手続 ・介護報酬の請求事務
障害者支援施設等	2,148 ※2	・実地指導で見受けられる事例 ・虐待防止、人権擁護 ・事業運営に関する留意事項 ・障害者施策の動向等
障害福祉在宅サービス事業	4,958 ※2	・実地指導における主な指摘事項 ・事業運営に関する留意事項 ・事業指定後の手続 ・虐待防止、人権擁護
障害児通所支援事業	1,331 ※2	・実地指導における主な指摘事項 ・事業運営に関する留意事項 ・虐待防止、人権擁護
指定医療機関(生活保護法) 診療所	(医科) 1,495 (歯科) 814 ※3	・生活保護法の医療扶助における留意事項 ・医療扶助に関する事務の取扱い ・診療報酬請求上の留意事項

- ※1 動画を視聴し、指導検査業務システム又はホームページに掲載しているアンケートフォームにより受講確認書を提出又は受講確認アンケートに回答した施設数
 ※2 オンライン形式の集団指導に参加した施設数
 ※3 動画配信を行い、視聴した施設数

種別	参加施設数	主な内容
居宅訪問型保育事業(個人)	444 ※4	・居宅訪問型保育事業制度の概要（必須） ・居宅訪問型保育事業の指導監督基準の解説（必須） ・保育所での事故を防ぐために（必須） ・保育所における防火対策について（任意） ・保育所における交通安全対策について（任意）
認可保育所	— ※5	・保育施設における防災対策等について ・労働関係法令について ・保育所における交通安全対策等について ・認可保育所の指導検査について
認証保育所	— ※5	・保育施設における防災対策等について ・労働関係法令について ・保育所における交通安全対策等について ・認証保育所の運営について ・認証保育所の立入調査について
認可外保育施設	— ※5	・保育施設における防災対策等について ・労働関係法令について ・保育所における交通安全対策等について ・認可外保育施設の運営について ・認可外保育施設の立入調査について

- ※4 効果測定を行った事業者数
 ※5 ホームページに資料を掲載

種別	参加数	主な内容
保険医療機関 医科	3,233 ※6	・ 保険診療の取扱 ・ 診療報酬請求事務 ・ 過去の指導事例
歯科	2,449 ※6	
保険薬局	1,783 ※6	
指定訪問看護事業者	251	・ 基準と届出について ・ 訪問看護療養費の留意事項 ・ 診療報酬改定の概要 ・ 指導、監査
柔道整復施術所	289	・ 受領委任の取扱 ・ 療養費支給申請書請求事務 ・ 療養費について ・ 過去の指導事例
はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術所	188	・ 受領委任制度の概要 ・ 療養費算定基準 ・ 療養費制度の概要 ・ 指導、監査

※6 集団指導（指定前講習会及び更新時を含む。）及び新規登録医の集団指導を含む。

資料2 令和6年度返還金等実績

本編で記述した実地検査等による返還金等を集約すると、以下のとおりです。
なお、金額は令和7年6月末時点で確定したものです。

(1) 社会福祉施設等

区分	件数	金額（円）
1 介護保険施設・事業	26	14,734,033
介護老人福祉施設	11	11,971,647
介護老人保健施設	3	51,685
介護医療院	—	—
訪問介護事業	3	1,830,557
通所介護事業	2	463,923
短期入所生活介護事業	—	—
特定施設入居者生活介護事業	5	319,944
福祉用具貸与事業	—	—
居宅介護支援事業	—	—
訪問看護事業	1	2,850
通所リハビリテーション事業	—	—
訪問リハビリテーション事業	1	93,427
短期入所療養介護事業	—	—
2 障害福祉施設・事業	14	20,088,993
障害者支援施設等	2	18,631,907
障害児入所施設	—	—
障害福祉在宅サービス事業	7	631,068
障害児通所支援事業	5	826,018
3 指定医療機関	46	4,074,520
計	86	38,897,546

※返還予定額を含みます。

(2) 保険医療機関等

区分	件数	金額（円）
国民健康保険制度	571	80,359,767
後期高齢者医療制度	426	244,445,821
生活保護（医療扶助）等公費	426	44,497,786
計	1,423	369,303,374

※保険医療機関等の合計件数は延べ数です。医療機関等数では712か所となります。関東信越厚生局との合同指導による返還額を含みます。また、監査による返還指示額を含みます。

※返還予定額を含みます。

資料3 令和7年度指導検査実施方針等

令和7年度 社会福祉法人指導監査実施方針

1 基本方針

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であることから、国では、経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の位置付けの明確化と福祉サービスへの再投下及び地域における公益的な取組の推進などを内容とする、法人制度の見直しを行い、改正社会福祉法が平成29年4月1日に全面施行された。

このことから都は、法人が法改正等の趣旨を十分理解した上で、法人の自主性・自律性を持った運営を行うことができるよう、より一層経営組織に対するガバナンスの強化、法人運営の透明性の向上及び適正かつ公正な支出管理等、制度改正項目の定着並びに法人が備えるべき公益性及び非営利性の徹底に主眼を置いて、指導監査を実施する。

また、法人に対する実効性のある指導監査を実施するため、都は、広域自治体として、区市や国との連携を図るとともに、区市への技術的支援に取り組む。

2 一般監査の重点項目

（1）法人運営

ア 定款

（ア）法人における定款の記載内容について、必要的記載事項が記載されているか。また、事実や実態に反してはいないか。

（イ）定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。また、都の認可を受けて行われているか。

イ 内部管理体制

内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。

ウ 評議員

（ア）適正な手続きにより選任又は解任されているか。

（イ）要件を満たす者が選任されているか。

（ウ）評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数となっているか。

エ 評議員会

（ア）評議員会の日時や場所等が理事会の決議により定められているか。

（イ）法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議されているか。

（ウ）決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。

（エ）決議に特別の利害関係を有する評議員が加わっていないかを法人が確認しているか。

（オ）法令に基づき、適正に議事録等を作成し、主たる事務所等に法定の期

間備え置いているか。

オ 理事

- (ア) 適正な手続きにより選任又は解任されているか。
- (イ) 要件を満たす者が選任されているか。
- (ウ) 理事長及び業務執行理事の選定は法令及び定款に定める手続きにより行われているか。
- (エ) 理事長及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しているか。
- (オ) 法令に基づく事項について、一部の理事に委任されていないか。

カ 監事

- (ア) 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ているか。
- (イ) 評議員会の決議により、社会福祉事業に識見を有する者及び財務管理に識見を有する者を監事に選任しているか。
- (ウ) 監査において、事業報告や財政状況等に対する監査を適正に行い、理事会等へ報告しているか。

キ 理事会

- (ア) 法人の業務の決定に当たり、要審議事項について、適正に審議しているか。
- (イ) 理事長は、理事会の決定に基づき、法人運営及び事業経営を行っているか。(権限を超えた行為がある、専決事項が定款細則等に定められていないなど、不適正な運営が行われていないか。)
- (ウ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。
- (エ) 決議に特別の利害関係を有する理事が加わっていないかを法人が確認しているか。
- (オ) 法令に基づき、適正に議事録を作成し、主たる事務所に法定の期間備え置いているか。
- (カ) 議事録の信憑性及び議事の顛末の具体性が認められるか。

ク 会計監査人

- (ア) 特定社会福祉法人が、会計監査人の設置を定款に定めているか。
- (イ) 公認会計士又は監査法人が評議員会の決議により適切に選任等がされているか。

ケ 評議員及び役員（理事、監事）の報酬等

- (ア) 評議員の報酬等の額は、定款に定められているか。
- (イ) 評議員及び役員の報酬等について、省令の定めに従い支給の基準を定め、評議員会の承認を受けているか。
- (ウ) 評議員及び役員の報酬等が報酬等の支給基準に従って支給されているか。
- (エ) 報酬等は省令の定めに従い支給しており、不当に高額なものとなっていないか。

いないか。

(2) 事業

ア 社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。

イ 社会福祉事業の収入を公益事業（国通知で認められた場合を除く。）又は収益事業に充てていないか。

ウ 公益事業又は収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。

エ 「地域における公益的な取組」を実施しているか。

(3) 管理

ア 人事管理

職員の任免が適正に行われているか。

イ 資産管理

(ア) 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に供していないか。

(イ) その他財産は適正に管理され、みだりに処分されていないか。

(ウ) その他財産の株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用に当たり、役員等により当該金融商品のリスク等について理解されるとともに、理事会で決定し、定款が変更され、ガバナンスが徹底されているか。

(エ) 理事長等が他の事業を経営している場合、当該事業の資産と法人資産とが混同されていないか。

ウ 会計管理

(ア) 経理規程及びその細則に定めるところにより事務処理が行われているか。

(イ) 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制体制が確立されているか。

(ウ) 入札契約等については、関係通知に基づく適正な手続きにより、随意契約及び競争契約を実施しているか。また、契約に係る会計帳簿及び証憑書類について、適正に作成し、保存しているか。

(エ) 資金移動に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

(オ) 財産の管理運用は安全確実な方法で行われているか。

(カ) 借入（多額の借財に限る。）が理事会の審議を踏まえて行われているか。

(キ) 借入金の償還が確実になされているか。（償還財源に寄付が予定されている場合は、贈与契約に基づき確実に行われているか。）

(ク) 将来の施設整備等に備えた計画的な積立がなされているか。

(ケ) 施設における利用者からの預り金の管理が適正か。

(4) その他

(ア) 法人の関係者（評議員、理事、監事、職員等）に対して特別の利益を与えていないか。

(イ) 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われているか。

- (ウ) 定款、役員等報酬基準、現況報告書、役員等名簿、計算書類等法令に定める事項について、インターネットの利用により公表しているか。
- (エ) 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。

3 実施計画

(1) 対象法人

都知事が所轄庁となる法人を対象とする。

(2) 実施形態

ア 一般監査

(ア) 実施方法

法人ごとに日程等を策定し、原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

(イ) 実施単位

法人を単位として実施する。

なお、当該法人監査と併せて、適宜、各施設に係る実地検査を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの体制は、各実地検査の体制に準じる。ただし、法人の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象法人に到達するよう、送付する。ただし、緊急を要する場合等には、一般監査当日に交付する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、各実地検査の日程及び対象の決定時期に合わせて決定する。

(カ) 延長及び省略等

社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年4月27日付雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号の別添）に基づき、一般監査の実施の周期の延長及び指導監査事項の省略等について、判断する。

イ 特別監査

(ア) 実施方法

事案の重大性等に応じて随時行うこととする。

原則として法人本部に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じて、法人の関係者等と呼び出し、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

法人を単位として実施する。

なお、当該法人監査と併せて、適宜、各施設に係る実地検査を実施する。

(ウ) 班編成

原則として副参事以上の職にある者を班長とする職員３名以上の検査員により検査班を編成する。ただし、法人の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象法人に到達するよう、送付する。ただし、緊急を要する場合等には、特別監査当日に交付する。

(３) 全体計画の作成時期

本方針を踏まえ、年度当初に策定する。

(４) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和７年４月１日時点で現存する法人とする。

ただし、年度途中に設立又は所轄庁変更により移管された法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。

イ 選定方法

(ア) 社会福祉法人指導監査実施要綱（平成２９年４月２７日付雇児発０４２７第７号、社援発０４２７第１号、老発０４２７第１号の別添）に定める一般監査の実施の周期に該当している法人

(イ) 法人運営及び指導監査において、継続的に指導を行っている、又はその必要がある法人

(ウ) 過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない法人

(エ) 苦情・通報等が多く寄せられている法人、又は苦情・通報等の内容から運営上の問題を有することが疑われる法人

(オ) 毎年度、現況報告書又は法人調査書を提出していない法人

(カ) 福祉サービス第三者評価を受審していない法人、又は当該評価結果において問題がある法人

(キ) 法人認可後、指導監査を実施していない法人

(ク) 新設かつ施設整備中の法人

(ケ) 東京都から民間移譲された施設を運営する法人

(コ) 当該法人が運営する施設が実地検査の時期に当たる法人

（当該法人及び施設の実地検査を併せて所管するものに限る。）

４ 都内区市への支援

(１) 区市に対し、都がこれまで実施してきた指導監査に関するノウハウについて、必要な支援を行う。

(２) 区市が所轄庁である法人の指導監査について、区市から要請があった場合等は、助言や情報提供など必要な支援を行う。

5 関係団体等との連携

(1) 法人の所轄庁としての区市等

ア 法人の指導監査事務が法定受託事務であることを踏まえ、所轄庁間における事務の取扱いの標準化を図るため、法令解釈や指導監査結果の情報共有など、必要な連携を行う。

イ 都と区市、他県等との間における所轄庁変更後においても、法人に対する指導の継続性が確保されるよう、情報共有を図る。

(2) 国

指導監査に係る法令・制度運用に関する疑義照会、法人に関する情報提供等、法人運営の適正化について、法人指導の立場から連携を図る。

(3) 施設等が所在する他県市等

指導監査の実施に当たっては、当該法人が運営する施設等が所在する他県市等が実施した、当該施設等に対する実地検査結果や指導状況等を情報収集するとともに、当該自治体に対し指導監査結果を情報提供するなど、必要な連携を行う。

(4) 施設等運営指導所管等

法人が運営する施設等の運営指導所管等と連携し、指導監査の適正な対応・推進を図る。

令和 7 年度 社会福祉連携推進法人指導監査実施方針

1 基本方針

社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）は、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的に、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）に基づき創設され、令和 4 年 4 月 1 日から同制度が施行された。

都は、連携推進法人の趣旨を十分理解した上で、連携推進法人が自主性・自律性を持った運営を行うことができるよう、組織に対するガバナンス、連携推進法人運営の透明性の確保及び適正かつ公正な支出管理等、連携推進法人が備えるべき公益性及び非営利性の徹底に主眼を置いて、指導監査を実施する。

2 一般監査の重点項目

(1) 法人運営

ア 定款及び社会福祉連携推進方針

(ア) 連携推進法人における定款の記載内容について、必要的記載事項が記載されているか。また、事実と反していないか。

(イ) 定款の変更が社員総会の特別決議を経て行われているか。また、都の認可を受けて行われているか。

(ウ) 社会福祉連携推進方針は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。また、事実や実態と反していないか。

(エ) 社会福祉連携推進方針の変更が社員総会の決議を経て行われているか。また、都の認定を受けて行われているか。

イ 内部管理体制

内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。

ウ 社員

(ア) 適正な手続きにより加入又は退社されているか。

(イ) 参画できる者の範囲となっているか。

(ウ) 社員の過半数が社会福祉法人となっているか。

エ 社員総会

(ア) 法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り決議されているか。

(イ) 決議について、出席者数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。

(ウ) 法令に基づき、適正に議事録等を作成し、主たる事務所等に法定の期間備え置いているか。

オ 理事

(ア) 要件を満たす者が適正な手続きにより選任又は解任されているか。

(イ) 6 人以上選任されているか。

(ウ) 代表理事等の選任は法令及び定款に定める手続きにより行われているか。

(エ) 代表理事等は、自己の職務の執行状況を理事会に報告しているか。

(オ) 忠実義務を果たしているか。

カ 監事

(ア) 社員総会の決議により、財務管理に識見を有する者を監事に選任しているか。

(イ) 監査において、事業報告や財政状況等に対する監査を適正に行い、理事会等へ報告しているか。

キ 理事会

(ア) 決議が必要な事項について、決議が行われているか。

(イ) 代表理事等は、理事会の決定に基づき、適切に法人運営及び事業経営を行っているか。(権限を超えた行為がある、専決事項が定款細則等に定められていないなど、不適正な運営が行われていないか。)

(ウ) 決議について、定足数及び賛成者数が決議に必要な数以上になっているか。

(エ) 議案について特別な利害関係を有する理事がいないことを確認しているか。

(オ) 法令に基づき、適正に議事録を作成し、主たる事務所に法定の期間備え置いているか。

(カ) 議事録の真正性及び議事の顛末の具体性が認められるか。

ク 社会福祉連携推進評議会

(ア) 3人以上選任されているか。

(イ) 構成員の選任は法令及び定款に定める手続きにより選任されているか。

(ウ) 構成員として加わる必要のある者が選任されているか。

(エ) 毎年度1回以上開催されているか。

(オ) 法令等に定める事項の業務評価が行われているか。

(カ) 意見の内容並びに意見具申及び業務評価に係る議事の内容を社員総会に報告しているか。

ケ 理事、監事及び会計監査人の報酬等

(ア) 理事及び監事の報酬等の額が定款又は社員総会の決議により定められているか。

(イ) 理事及び監事の報酬等について、法令等の定めに従い支給の基準を定め、社員総会の承認を受けているか。

(ウ) 理事及び監事の報酬等が報酬額の支給基準に従って支給されているか。

(エ) 理事及び監事の報酬等は法令等の定めに従い支給しており、不当に高額なものとなっていないか。

(オ) 会計監査人の報酬等について、監事の過半数の同意を得ているか。

(2) 業務

ア 社会福祉連携推進方針に従って業務を実施しているか。

- イ 社会福祉連携推進業務が連携推進法人の主たる業務となっているか。
- ウ 地域福祉支援業務、災害時支援業務、経営支援業務、貸付業務、人材確保等業務、物資等供給業務並びにその他業務が法令等に定めるところにより実施されているか。

(3) 管理

ア 人事管理

職員の任免が適正に行われているか。

イ 資産管理

保有する財産の管理運用は適切になされているか。

ウ 会計管理

(ア) 経理規程及びその細則に定めるところにより事務処理が行われているか。

(イ) 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制体制が確立されているか。

(ウ) 保有する財産の管理運用は適切になされているか。

(エ) 借入（多額の借財に限る。）が理事会の決議を受けて行われているか。

(オ) 会計処理の基本的取扱いに基づき適正に改正処理が行われているか。

(4) その他

ア 連携推進法人の関係者（社員、理事、監事、職員等）に対して特別の利益を与えていないか。

イ 定款、役員等報酬基準、現況報告書、役員等名簿、計算書類、社会福祉連携推進方針等法令に定める事項について、インターネットの利用により公表しているか。

3 実施計画

(1) 対象連携推進法人

都知事が所轄庁となる連携推進法人を対象とする。

(2) 実施形態

ア 一般監査

(ア) 実施方法

連携推進法人ごとに日程等を策定し、原則として主たる事務所に赴き、実地において実施する。

(イ) 実施単位

連携推進法人を単位として実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの体制は、各実地検査の体制に準じる。ただし、連携推進法人の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象連携推進法人に到達するよう、送付する。ただし、緊急を要する場合等には、一般監査当日に交付する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、各実地検査の日程及び対象の決定時期に合わせて決定する。

(カ) 延長及び省略等

社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱（令和４年１２月２６日付社援発１２２６第５号の別添）に基づき、一般監査の実施の周期の延長及び指導監査事項の省略等について、判断する。

イ 特別監査

(ア) 実施方法

事案の重大性等に応じて随時行うこととする。

原則として主たる事務所に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じて、連携推進法人の関係者等と呼び出し、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

連携推進法人を単位として実施する。

(ウ) 班編成

原則として副参事以上の職にある者を班長とする職員３名以上の検査員により検査班を編成する。ただし、連携推進法人の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

実施通知は、原則としてあらかじめ対象連携推進法人に到達するよう、送付する。ただし、緊急を要する場合等には、特別監査当日に交付する。

(３) 全体計画の作成時期

本方針を踏まえ、年度当初に策定する。

(４) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和７年４月１日時点で現存する法人とする。

ただし、年度途中に設立又は所轄庁変更により移管された連携推進法人については、必要と認められる場合、指導監査の対象とする。

イ 選定方法

(ア) 社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱（令和４年１２月２６日付社援発１２２６第５号の別添）に定める一般監査の実施の周期に該当している連携推進法人

(イ) 連携推進法人の運営及び指導監査において、継続的に指導を行っている、又はその必要がある連携推進法人

(ウ) 過去の指導監査において、指摘事項の改善が図られていない連携推進法人

(エ) 苦情・通報等が多く寄せられている連携推進法人、又は苦情・通報等の内容から運営上の問題を有することが疑われる連携推進法人

(オ) 毎年度、現況報告書を提出していない連携推進法人

(カ) 連携推進法人認定後、指導監査を実施していない連携推進法人

4 都内区市への支援

区市が所轄庁である法人の指導監査について、区市から要請があった場合等は、助言や情報提供など必要な支援を行う。

5 関係団体等との連携

(1) 連携推進法人の認定所轄庁としての区市等

ア 所轄庁間における事務の取扱いの標準化を図るため、法令解釈や指導監査結果の情報共有など、必要な連携を行う。

イ 都と区市、他県等との間における所轄庁変更後においても、連携推進法人に対する指導の継続性が確保されるよう、情報共有を図る。

(2) 国

指導監査に係る法令・制度運用に関する疑義照会、連携推進法人に関する情報提供等、連携推進法人の運営の適正化について、法人指導の立場から連携を図る。

(3) 社員等が所在する他県市等

指導監査の実施に当たり、必要があると認めるときは、当該連携推進法人の社員等が所在する他県市等が実施した、当該社員等に対する実地検査結果や指導状況等を情報収集するとともに、当該自治体に対し指導監査結果を情報提供するなど関係行政機関と連携する。

令和7年度 福祉系施設介護サービス事業者等実地検査実施方針

1 基本方針

福祉系施設介護サービス事業者等に対する実地検査については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）及びその他の法令等の規定に基づき実施している。これらの法令のうち、介護保険法は、平成12年施行後、3年ごとに介護報酬の改定が行われ、本年度は改定後2年目となる。

また、平成21年5月1日に「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律」（平成20年法律第42号）が施行され、法令遵守の義務の履行を確保等するための「業務管理体制の整備の義務化」、「事業者からの報告徴収や事業者本部等への立入権限の付与」など、事業者に対する義務付け等が強化された。

このような状況の中、指導又は一般指導検査（以下「指導」という。）は、介護保険法その他の法令等の規定に基づき、利用者本位のサービスが提供されているか、適正な保険給付が確保されているか、サービスに係る指定基準等は遵守されているか、高齢者虐待防止及び個人情報の保護に関して適切な措置を講じているか、適正な会計処理がなされているか等に主眼を置いて実施する。

また、監査又は特別指導検査（以下「監査」という。）については、重大な法令・指定基準等違反、介護報酬の不正請求又は不適切なサービス提供の疑いがある場合に、介護保険制度への信頼維持及び利用者保護に主眼を置いて、速やかに実施する。特に高齢者虐待など重大な人権侵害が疑われる場合には、状況に応じて、介護保険法又は老人福祉法の権限行使等を行う。

実施にあたっては、利用者に身近な区市と連携するとともに、区市に必要な支援・協力を行うことで、指導検査体制の一層の充実・強化を図り、効果的かつ効率的な指導検査の取組を進める。

2 指導の重点項目

(1) 運営関係

- ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。
- ウ 介護報酬改定に伴い、算定における告示を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿った介護報酬が請求されているか。
- エ 日常生活費に要する費用の取扱いが適切に行われているか。
- オ 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用・管理しているか。
- カ 施設サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が適切に行なわれているか。
- キ 事故発生防止等の対策が講じられているか。
- ク 非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係

機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策を講じているか。

ケ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築しているか。

(2) 利用者サービス関係

ア 施設サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか。

イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害への防止に向けた取組が行われているか。

ウ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止対策が講じられているか。

エ 入所（居）者の生活環境が配慮されているか。

(3) 会計関係（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームに限る。）

ア 契約締結に当たり、料金表や重要事項説明書等が整備されるなど、透明性が確立されているか。

イ 適切な経理処理がされているか。

ウ 借入償還金の返済が適正に行われているか。

エ 資産管理が適正に行われているか。

オ 利用者預り金の処理が適正に行われているか。

3 監査の重点項目

(1) 不正な手段により、指定、許可等を受けていないか。

(2) 無資格者によりサービスが提供されていないか。

(3) 人員基準違反等の状況の下、サービスが提供されていないか。

(4) 架空、水増しによる不正な介護報酬が請求されていないか。

(5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。

(6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。

(7) 高齢者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体拘束や人権侵害が行われていないか。

4 実施計画

(1) 対象施設等

ア 老人福祉法に基づく養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

イ 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設

ウ ア及びイに掲げる施設が提供する、又は併設・隣接（同一敷地内）している指定介護保険事業所において提供される以下のサービス

(ア) 居宅サービス（指定通所介護、指定短期入所生活介護、指定特定施設入居者生活介護）

(イ) 介護予防サービス（指定介護予防短期入所生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護）

エ 介護保険法に基づく介護老人保健施設

オ エに掲げる施設が提供する、又は併設・隣接（同一敷地内）している指定介護保険事業所において提供される以下のサービス

(ア) 居宅サービス（指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護）

(イ) 介護予防サービス（指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防短期入所療養介護）

カ イからオまでの介護サービスを提供する事業者

キ 生活保護法に基づく指定介護機関

(2) 実施形態

ア 指導・監査

(ア) 実施方法

対象施設ごとに日程等を策定し、施設に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じ、施設の関係者等と呼び出し、執務室内において実施する。

(イ) 実施単位

事業者、施設を単位として実施する。

なお、実地検査の効率化を図るため、前記（１）のウ又はオのサービスについては、前記（１）のア、イ又はエの施設と同時に実施する。ただし、規模等の実情に応じて別日に実施することもできる。

(ウ) 班編成

前記（１）のア及びイに掲げる施設については、１検査班当たり原則として３人体制とする。前記（１）のエに掲げる施設については、１検査班当たり原則として２人体制とする。

また、施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」（平成１２年４月１日付１２高保指第６８号）（以下「要綱」という。）第４及び第５並びに「老人福祉施設等指導検査実施要綱」（平成３０年５月８日付３０福保指一第６３－２号）第９条及び第１１条の規定に基づき通知する。ただし、緊急を要する場合等には、当日交付等も可能とする。

(オ) 検査日程及び対象

具体的な日程及び対象は、一定の期間ごとに決定する。その際、区市における指導検査計画を考慮する。

(カ) 実地指導の確認項目

「介護保険施設等の指導監督について（通知）」（令和４年３月３１日付老発０３３１第６号）を踏まえて選定する。

(キ) 実績

(オ) で決定した計画に基づき、年度末に実績を取りまとめるものと

する。

イ 集団指導

オンライン等を活用した動画配信形式により実施する。

なお、対象は前記４（１）イ及びエとする。

ウ その他

業務管理体制の整備状況に係る確認検査については、一般検査として、書面又は実地による検査を実施する。

なお、指定等取消処分相当の事案が発覚した場合には、特別検査として、要綱第５の規定を準用した検査を実施する。

（３）全体計画の作成時期

当該実地検査を実施する年度の前年度末までに策定する。

（４）選定方針

ア 選定時点

原則として、令和７年４月１日時点で現存する施設とする。ただし、年度途中で開設した施設については、必要があると認められた場合、実地検査の対象とする。

イ 選定方法

（ア）苦情、告発等により、実地の確認及び指導が必要と思われる施設

（イ）過年度の実地検査の結果等により、継続的な検査が必要と思われる施設

（ウ）相当の期間にわたって、指導検査を実施していない施設

（エ）財務分析結果等に課題のある社会福祉法人が運営する施設（当該施設及び社会福祉法人の指導検査を併せて所管するものに限る。）

（オ）毎年度、現況報告書又は施設調査書を提出していない施設

（カ）福祉サービス第三者評価を受審していない施設、又は当該評価結果において、問題がある施設

（キ）東京都から民間移譲された施設（新規に該当する施設は、遅くとも当該年度中に選定）

（ク）当該施設を運営する社会福祉法人が指導検査の時期に当たる施設（当該施設及び社会福祉法人の指導検査を併せて所管するものに限る。）

５ 関係団体への支援等

（１）区市町村

区市からの依頼により、区市が実施する介護老人福祉施設の実地検査について、合同検査やアドバイザー派遣などにより支援する。なお、支援にあたっては、あらかじめ都と区市において調整のうえ、実施する。

区市が実施する集団指導については、その依頼に応じ、講師を派遣するなどの方法により支援を行う。

なお、区市が所轄する社会福祉法人の指導検査については、区市の依頼により、同日に当該社会福祉法人が運営する施設の実地検査を実施することに

より、検査の効率化を図るとともに技術的支援を行う。

また、区市町村職員を研修生として受け入れ、介護保険法に基づく実地検査に係る実務についての知識及び技術を提供する。

(2) 指定市町村事務受託法人

これまで実施してきた施設への実地検査に対する知識及び技術について、当該法人の調査員等に対して必要な支援を実施することができる。

6 関係団体との連携

(1) 保険者としての区市町村

実地検査の際に、施設等が所在する区市町村に同行を依頼する。

また、実地検査の結果については、都と区市が相互に情報を提供する。

(2) 社会福祉法人の所轄庁としての区市

区市が所轄庁である社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導に係る実地検査結果等については、都と区市が相互に、必要な情報の交換を行う。

(3) 国

指導及び監査に係る法令・制度運用に係る疑義照会や施設等に対する情報提供などについて、指導及び監査を行う立場から連携を図る。

(4) 運営指導所管部署

高齢者施策推進部各課と連携し、緊急性のある事案が発生した場合は、機動的に対応する。

(5) 東京都国民健康保険団体連合会

区市町村の申出により東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が実施する事業者への介護報酬の支払の留保は、区市町村と国保連との契約内容により、監査の実施通知に基づき可能となることがあるため、引き続き、関係区市町村との連携を図る。

なお、国保連への情報提供は高齢者施策推進部より行われるため、高齢者施策推進部とも一層の連携を図る。

令和 7 年度 有料老人ホーム実地検査実施方針

1 基本方針

有料老人ホームについては、高齢者に介護が必要になった場合に備えて安心して老後の生活が送れるよう、介護サービスを提供する施設として、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）施行以降、急増している。

一方、養介護施設従業者等による高齢者虐待等や、従業者の人員不足等による不十分なサービス提供等、高齢者への不適切な処遇内容が顕在化するなど、問題が生じている。

これらの事態を踏まえ、厚生労働省から「養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導の徹底等について（通知）」平成 27 年 11 月 13 日付老発 1113 第 1 号が発出された。

このような背景を受け、指導又は一般検査（以下「指導」という。）は、利用料や一時金の適正な取扱いのほか、高齢者虐待防止等の観点から、不適切な行為についての理解の促進、防止のための取組に重点を置き、有料老人ホームの質と信頼性の向上等に主眼を置いて実施する。

また、監査又は特別検査（以下「監査」という。）については、重大な法令違反、介護報酬の不正請求又は不適切なサービス提供の疑いがある場合に、高齢者施策への信頼維持及び利用者保護に主眼を置いて、速やかに実施する。特に高齢者虐待など重大な人権侵害が疑われる場合には、状況に応じて、介護保険法又は老人福祉法の権限行使等を行う。

2 指導の重点項目

（1）運営関係

- ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。
- ウ 介護報酬に関する告示を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿った介護報酬が請求されているか。
- エ 日常生活費に要する費用の取扱いが適切に行われているか。
- オ 事故発生防止等の対策が講じられているか。
- カ 苦情処理体制が整備されているか。
- キ 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用・管理しているか。
- ク サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報利用を含む。）が適切に行なわれているか。
- ケ 非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。
- コ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的

に提供できる体制を構築しているか。

(2) 利用者サービス関係

ア サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか。

イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害への防止に向けた取組が行われているか。

ウ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止対策が講じられているか。

エ 入居者の生活環境が配慮されているか。

(3) 会計関係

ア 資金収支計画及び損益計画は適切に策定及び見直しを行っているか。

イ 家賃相当額、介護費用及び食費・管理費等は適切な設定、受領を行っているか。

ウ 一時金の保全措置が講じられているか。

3 監査の重点項目

(1) 不正な手段により、指定を受けていないか。

(2) 無資格者によりサービスが提供されていないか。

(3) 人員基準違反等の状況の下、サービスが提供されていないか。

(4) 架空、水増しによる不正な介護報酬が請求されていないか。

(5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。

(6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。

(7) 高齢者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体拘束や、人権侵害が行われていないか。

4 実施計画

(1) 対象施設等

ア 老人福祉法に基づく有料老人ホーム

イ アに掲げる施設が提供する、又は併設・隣接（同一敷地内）している以下の指定介護保険事業所

(ア) 指定特定施設入居者生活介護事業

(イ) 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業

(ウ) 指定短期入所生活介護事業

(エ) 指定介護予防短期入所生活介護事業

(オ) 指定通所介護事業

(2) 実施形態

ア 指導・監査

(ア) 実施方法

対象施設ごとに日程等を策定し、施設に赴き、実地において実施する。
また、必要に応じ、施設の関係者等と呼び出し、執務室内において実

施する。

(イ) 実施単位

施設、事業所を単位として実施する。

なお、実地検査の効率化を図るため、対象施設が、同一敷地内の事業所で前記(1)のイのサービス事業（以下「特定施設」という。）の指定を受けている場合は同日で実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たり、原則として2人体制とする。

また、施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

「東京都有料老人ホーム指導及び検査実施要綱」（平成18年4月1日付18福保指一第172号）第7の規定に基づき実施する。ただし、緊急を要する場合等には、当日交付等も可能とする。

なお、特定施設の指定を受けている施設に対しては、別途策定する「令和7年度福祉系施設介護サービス事業者等実地検査実施方針」による内容と併せて事業者宛て通知の上、実施する。

(オ) 検査日程及び対象

具体的な日程及び対象は、一定の期間ごとに決定する。

(カ) 実績

(オ)で決定した計画に基づき、年度末に実績を取りまとめるものとする。

イ 集団指導

オンライン等を活用した動画配信形式により実施する。

ウ その他

特定施設における業務管理体制の整備状況に係る確認検査については、一般検査として、書面又は実地による検査を実施する。

なお、指定等取消処分相当の事案が発覚した場合には、特別検査として、「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」（平成12年4月1日付12高福指第68号）第5の規定を準用した検査を実施する。

(3) 全体計画の作成時期

当該実地検査を実施する年度の前年度末までに策定する。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和7年4月1日時点で現存する施設とする。ただし、年度途中で開設した施設については、必要があると認められた場合、実地検査の対象とする。

イ 選定方法

(ア) 利用者その他からの苦情・相談等に関する情報を把握し、その分析結果から、実地の確認及び指導が必要と思われる施設（介護付有料老人ホームと住宅型有料老人ホームとの別を問わない。）

- (イ) 過年度の実地検査の結果等により、継続的な検査が必要と思われる施設
- (ウ) 相当の期間にわたって、指導検査を実施していない施設
- (エ) 未届有料老人ホームのうち、運営指導所管である高齢者施策推進部施設支援課と調整した上で、実地検査の必要があるとした施設
- (オ) 福祉サービス第三者評価を受審していない施設、又は当該評価結果において問題がある施設
- (カ) 社会福祉法人が設置する有料老人ホームのうち、当該社会福祉法人又は社会福祉施設（特別養護老人ホーム等）の実地検査を今年度行う施設

5 関係団体への支援

(1) 区市町村

区市町村に対して、これまで蓄積した施設等への実地検査に関する知識及び技術について、適宜、必要な支援を実施する。

また、区市町村職員を研修生として受け入れ、介護保険法に基づく実地検査に係る実務についての知識及び技術を提供する。

6 関係団体との連携

(1) 区市町村

実地検査の際に、施設等が所在する区市町村に同行を依頼する。検査結果については、当該区市町村に情報提供することにより、情報の共有化及び実地検査の効率化を図る。

また、高齢者虐待防止法に基づく、被虐待者の保護や再発防止に向けた指導について、連携を図る。

(2) 国

一般検査及び特別検査に係る法令・制度運用に係る疑義照会や施設等に対する情報提供など、指導及び監査を行う立場から連携を図る。

(3) 運営指導所管部署

高齢者施策推進部施設支援課と連携し、指導及び監査を適正かつ効果的に実施する。

また、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日付老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）2の（10）の規定に基づき、関係機関と連携を図る。

(4) 東京都国民健康保険団体連合会（指定介護保険事業所のみ）

区市町村の申出により東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が実施する事業者への介護報酬の支払の留保は、区市町村と国保連との契約内容により、監査の実施通知に基づき可能となることがあるため、関係区市町村及び国保連と連携し、情報提供等適切な対応を図る。

(5) 保険医療機関等の指導検査所管

有料老人ホームの実地検査において、外部の医療機関が当該施設に訪問す

る形で提供される医療サービスについて、診療報酬上の不正等が疑われる場合には保健政策部国民健康保険課に連絡するとともに連携して対応する。

(6) 公益社団法人全国有料老人ホーム協会

老人福祉法に基づき設立された公益社団法人全国有料老人ホーム協会と、有料老人ホームに対する検査に関し、必要に応じ連携を図る。

令和7年度 サービス付き高齢者向け住宅実地検査実施方針

1 基本方針

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、国土交通省及び厚生労働省が所管する「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（以下「高齢者住まい法」という。）が平成23年4月に改正され、制度化された。

サービス付き高齢者向け住宅の数が増加している中で、事業者を育成し、サービス付き高齢者向け住宅の質と信頼性の向上を図り、入居する高齢者が不利益を被ることがないように、住宅政策本部及び福祉局指導監査部との合同又は連携により、高齢者住まい法等に基づく指導又は一般検査（以下「指導等」という。）を実施する。

また、特定施設入居者生活介護の指定を受けているサービス付き高齢者向け住宅（以下「特定施設」という。）において、重大な法令違反、介護報酬の不正請求又は不適切なサービス提供の疑いがある場合には、高齢者施策への信頼維持及び利用者保護に主眼を置いて、速やかに介護保険法に基づく監査を実施する。

2 指導等の重点項目

（1）運営関係

- ア 登録基準に基づき、登録どおりにサービスが提供されているか。
- イ 有資格者等により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。（「特定施設」のみ）
- ウ 職員配置基準等に定める職員の資格及び員数を満たしているか。（「特定施設」のみ）
- エ 介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。（「特定施設」のみ）
- オ 日常生活に要する費用の取扱いが適切に行われているか。
- カ 苦情処理体制が整備されているか。
- キ 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用・管理しているか。
- ク サービス提供を開始するに当たり、生活支援サービス等の契約内容及び手続の説明並びに同意（個人情報利用を含む。）が適切に行なわれているか。
- ケ 非常災害時の対応について、具体的な防災計画を策定するとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。

（2）利用者サービス関係

- ア サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理等されているか。（「特定施設」のみ）

イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という。）に基づく人権侵害への防止に向けた取組が行われているか。

ウ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止対策が講じられているか。

エ 入居者の生活環境が配慮されているか。

(3) 会計関係

ア 家賃等を除く礼金、更新料その他の金銭を受領していないか。

イ 前払金の算定基礎、返還債務の算定方法が明示され、前払いした家賃等の返還債務が消滅するまでの期間を説明しているか。

ウ 家賃等の前払金に保全措置が講じられているか。

3 監査の重点項目（「特定施設」のみ）

(1) 不正な手段により、指定を受けていないか。

(2) 無資格者によりサービスが提供されていないか。

(3) 人員基準違反等の状況の下、サービスが提供されていないか。

(4) 架空、水増しによる不正な介護報酬が請求されていないか。

(5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。

(6) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。

(7) 高齢者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体拘束や、人権侵害が行われていないか。

4 実施計画

(1) 検査対象

ア 高齢者住まい法に基づく登録を受けた、サービス付き高齢者向け住宅登録事業者、又は登録事業者から住宅の管理若しくはサービスの提供を委託された者（以下「住宅」という。）

イ アに掲げる住宅が提供する、又は併設・隣接（同一敷地内）している指定介護保険事業所において提供される以下のサービス

(ア) 居宅サービス（指定特定施設入居者生活介護）

(イ) 介護予防サービス（指定介護予防特定施設入居者生活介護）

ウ イの介護サービスを提供する事業者

(2) 実施形態

ア 指導等・監査等

(ア) 実施体制

サービス付き高齢者向け住宅に対する指導等又は監査等は、原則として住宅政策本部と合同で実施する。検査項目については、指導監査部は、高齢者住まい法に基づく利用者サービス関係の項目及び介護保険法に基づく項目全般（「特定施設」のみ）を担当する。

(イ) 実施方法

対象住宅ごとに日程等を策定し、住宅に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じ、住宅の関係者等と呼び出し、執務室内において実施する。

(ウ) 実施単位

住宅、事業所を単位として実施する。

なお、実地検査の効率化を図るため、前記(1)のアに掲げる住宅が、同一敷地内の事業所で前記(1)のイのサービス事業の指定を受けている場合は同日で実施する。

(エ) 班編成

1班当たり、原則として2人体制により、住宅政策本部との合同による検査を実施する。

また、住宅の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(オ) 実施通知

検査対象となる住宅を選定し、検査の根拠規定、実施日時、場所、担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、原則検査日の14日前までに当該住宅の登録事業者へ通知する。

ただし、必要と認める場合には、検査開始時にこれを通知する(当日交付を含む)。

なお、特定施設に対しては、別途策定する「令和7年度福祉系施設介護サービス事業者等実地検査実施方針」による内容と合わせ事業者へて通知の上、実施する。

(カ) 検査日程及び対象

具体的な日程及び対象は、随時決定する。

(キ) 実績

(カ)に対する実績を年度末に取りまとめるものとする。

イ その他

特定施設における業務管理体制の整備状況に係る確認検査については、一般検査として、書面又は実地による検査を実施する。

なお、特定施設において指定等取消処分相当の事案が発覚した場合には、「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」(平成12年4月1日付12高福指第68号)第5の規定を準用し監査を実施する。

(3) 全体計画の作成時期

当該指導等を実施する年度の前年度末までに策定する。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和7年4月1日時点で登録されている住宅とする。

ただし、年度途中で開設した住宅についても、必要があると認められた場合、実地検査の対象とする。

イ 選定方法

(ア) 5年間の登録有効期間中に、未だ検査を実施していない住宅

- (イ) 運営指導所管である高齢者施策推進部在宅支援課等と調整した上で、指導等の必要があるとした住宅
- (ウ) 利用者その他からの苦情・相談等に関する情報を把握し、その分析結果から、実地の確認及び指導が必要と思われる住宅
- (エ) 過年度の実地検査の結果等により、継続的な検査が必要と思われる住宅
- (オ) 相当の期間にわたって、指導検査を実施していない住宅

5 関係団体への支援等

(1) 区市町村

ア 技術的支援

区市町村に対して、これまで蓄積した住宅等への実地検査に関する知識及び技術について、適宜、必要な支援を実施する。

イ 情報提供

実地検査の結果を当該住宅が所在する区市町村に提供することにより、情報の共有化及び実地検査の効率化を図る。

(2) 東京都国民健康保険団体連合会

区市町村の申出により東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)が実施する事業者への介護報酬の支払の留保は、区市町村と国保連の契約内容により、監査の実施通知等に基づき可能となっており、引き続き、関係区市町村及び国保連との連携し、情報提供等適切な対応を図る。〔「特定施設」のみ〕

6 関係団体等との連携

(1) 区市町村

実地検査の際に、必要に応じて、住宅等が所在する区市町村に同行を依頼する。

また、高齢者虐待防止法に基づく、被虐待者の保護や再発防止に向けた指導について、区市町村と連携を図る。

なお、介護給付の適正化の観点から、国保連とともに、連携を図る。〔「特定施設」のみ〕

(2) 国

一般検査及び特別検査に係る法令・制度運用に係る疑義照会、住宅等に対する情報提供、介護給付の適正化等について、住宅等指導の立場から連携を図る。

(3) 運営指導所管課等

住宅政策本部や高齢者施策推進部各課と連携し、住宅等への指導監査の適正かつ効果的な対応及び推進を図る。

(4) 保険医療機関等の指導検査所管

住宅内で外部の医療機関が住宅に訪問する形で提供される医療サービス

について、診療報酬上の不正等が疑われる場合には、保健医療局保健政策部国民健康保険課に連絡するとともに連携して対応する。

7 指導検査結果の活用

指導検査結果のうち文書指摘事項及び改善状況については、原則として福祉局ホームページへ掲載し、都民へ広く情報提供する。

8 その他

住宅を経営する事業者等に対し、別途実施方法を定め、法令遵守を徹底させるため、必要に応じて集団指導及び指導検査を実施する。

令和 7 年度 福祉系居宅介護サービス事業者等実地検査実施方針

1 基本方針

居宅サービス事業者等に対する実地検査については、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及びその他の法令等の規定に基づき実施している。これらの法令のうち、介護保険法は、平成 12 年施行後、3 年ごとに介護報酬の改定が行われ、本年度は改定の 2 年目となる。

また、平成 21 年 5 月 1 日には「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律」（平成 20 年法律第 42 号）が施行され、法令遵守の義務の履行を確保等するための「業務管理体制の整備の義務化」、「事業者からの報告徴収や事業者本部等への立入権限の付与」など、事業者に対する義務付け等が強化されている。

一方、制度創設以来、介護サービス事業所・施設が増加するとともに、制度改正に伴うサービス種類の増加、加算等の充実とともに、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに居宅サービス事業所が併設された事業形態の増加や高齢者虐待事案の増加など、指導監督に関わる環境は変化している。

こうした変化に対応しつつ、指導又は一般指導検査（以下「指導等」という。）は、介護保険法その他の法令等の規定に基づき、利用者本位のサービスが提供されているか、適正な保険給付が確保されているか、サービスに係る指定基準等は遵守されているか、高齢者虐待防止等及び個人情報の保護に関して適切な措置を講じているか等に主眼を置いて実施する。

また、監査又は特別指導検査（以下「監査等」という。）については、重大な法令・指定基準等違反、介護報酬の不正請求又は不適切なサービス提供の疑いがある場合に、介護保険制度への信頼維持及び利用者保護に主眼を置いて、速やかに実施する。特に高齢者虐待など重大な人権侵害が疑われる場合には、状況に応じて、介護保険法等の権限行使等を行う。

実施にあたっては、利用者に身近な区市町村と連携するとともに区市町村に必要な支援・協力を行うことで、指導検査体制の一層の充実・強化を図り、効果的かつ効率的な指導検査の取組を進める。

2 指導の重点項目

(1) 人員基準

- ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。

(2) 運営基準・設備基準関係

- ア 有資格者により提供すべきサービスが無資格者により提供されていないか。
- イ 個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか。
- ウ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害への防止に向けた取組が行われているか。

- エ 通所介護等における日常生活費に要する費用の取扱いが適切に行われているか。
- オ 宿泊サービスを提供する指定通所介護事業所において、「東京都における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」に基づいた事業運営が行われているか。
- カ 非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。
- キ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止対策が講じられているか。
- ク 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築しているか。
- ケ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。
- コ 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。
- サ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報利用を含む。）が適切に行なわれているか。
- シ 介護サービスとその他の自費サービスとが混同して行われていないか。
- ス 福祉サービス第三者評価を適切に受審しているか、又、当該評価結果において、問題がないか。

（３）介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

3 監査の重点項目

- （１）不正な手段により指定を受けていないか。
- （２）無資格者によりサービスが提供されていないか。
- （３）人員基準違反等の状況の下、サービスが提供されていないか。
- （４）架空、水増しにより不正な介護報酬が請求されていないか。
- （５）帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- （６）業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- （７）高齢者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体拘束や人権侵害が行われていないか。 等

4 実施計画

（１）対象サービス等

- ア 居宅サービス（指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定通所介護、指定短期入所生活介護、指定福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売）
- イ 居宅介護支援
- ウ 介護予防サービス（指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定介護予防福祉用具販売）
- エ アからウまでのサービスを提供する事業者
- オ 生活保護法に基づく指定介護機関

（注）指定介護老人福祉施設等に併設・隣接（同一敷地内）している指定（介

護予防) 短期入所生活介護事業所及び指定通所介護事業所において提供される当該サービスを除く。

(2) 実施形態

ア 指導・監査

(ア) 実施方法

サービス事業種別ごとに日程等を策定し、事業所に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じ、事業所の関係者等を呼び出し、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

事業者、指定事業所を単位として実施する。

なお、実地検査の効率化を図るため、同一敷地内の事業所で複数のサービス事業の指定を受けている場合(居宅介護支援事業と他のサービス事業とを併せた指定、訪問系サービス事業と福祉用具貸与事業とを併せた指定、介護予防サービス事業を併せた指定等)は、原則として、同日で実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たり、原則として2人体制とする。

また、事業所の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」(平成12年4月1日付12高福指第68号)第4及び第5及び「老人福祉施設等指導検査実施要綱」(平成30年5月8日付30福保指一第63-2号)第9条及び第11条の規定に基づき通知する。ただし、緊急を要する場合等には、当日交付等も可能とする。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」第4及び第5及び「老人福祉施設等指導検査実施要綱」第9条及び第11条の規定に基づき、一定の期間ごとに決定する。

(カ) 実績

(オ)に対する実績を年度末に取りまとめるものとする。

(キ) その他

実地指導の確認項目は、「介護保険施設等の指導監督について(通知)」(令和4年3月31日付老発0331第6号)を踏まえて選定する。

イ 集団指導

オンラインを活用した動画配信等の方式によるほか、区市町村が行う事業者連絡会、高齢者施策推進部が行う説明会等において、主催者からの講師派遣の依頼に基づき講習等の方式により行う。

ウ その他

業務管理体制の整備状況に係る確認検査については、一般検査として、書面又は実地による検査を実施する。

なお、指定等取消処分相当の事案が発覚した場合には、特別検査として、

「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」第5の規定を準用した検査を実施する。

(3) 全体計画の作成時期

当該実地検査を実施する年度の前年度末までに策定する。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和7年4月1日時点で現存する指定事業所とするが、年度途中に指定を受けた事業所についても、適宜、実地検査の対象とする。

イ 選定方法

「介護保険施設等の指導監督について（通知）」（令和4年3月31日付老発0331第6号厚生労働省老健局長通知）で示された「介護保険施設等運営指導マニュアル」を参考に実施することとし、機械的に実地検査計画を策定することなく、指定居宅サービス事業者等の運営状況確認検査の結果等を踏まえ、次による事業所を優先的に選定する。

- (ア) 東京都、区市町村及び国保連に寄せられる事業者に対する苦情・告発を把握し、その分析結果から実地検査の確認が必要と思われる事業所（特に、「高齢者虐待」や「不正請求」等が疑われる案件については、速やかに実地検査を実施する。）
- (イ) 介護保険法（平成9年法律第123号）が施行された平成12年度以降、実地検査を実施していない事業所
- (ウ) 住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（特定施設は除く。）に併設又は一体となって運営されていると思われる介護サービス事業所
- (エ) 前年度までの実地検査による指導項目の改善状況が不十分な事業所
- (オ) 各区市町村が実施した実地検査結果報告に基づき、その結果から実地検査が必要と思われる事業所
- (カ) 国保連介護給付適正化システムの活用により特異傾向を示していると思われる事業所
- (キ) 所在地自治体の利用者が半数未満の事業所
- (ク) 宿泊サービスを提供している指定通所介護事業所自体に係る人員、設備及び運営に関する基準違反等の疑いがあるとして、高齢者施策推進部から情報提供のあった事業所
- (ケ) 指定介護老人福祉施設等に併設・隣接（同一敷地内）している介護サービス事業所（指定（介護予防）短期入所生活介護事業所及び指定通所介護事業所を除く。）
- (コ) 外部との情報交換を避けたり、受入れを拒否するなど、外部の目が入ることを避ける事業所
- (サ) 関係区市町村等からの情報提供による集団指導等に一切参加しない事業所

5 関係団体への支援等

(1) 区市町村

ア 技術的支援

区市町村に対して、これまで蓄積した指定事業所への実地検査に関する

知識及び技術について、区市町村が実施する実地検査への同行等、適宜、必要な支援を実施する。

また、区市町村職員を研修生として受け入れ、介護保険法に基づく実地検査に係る実務についての知識及び技術を提供する。

イ 情報提供

実地検査の結果を当該事業所が所在する区市町村と相互に情報提供することにより、情報の共有化を図る。

(2) 指定市町村事務受託法人

これまで実施してきた指定事業所への実地検査に対する知識及び技術について、当該法人の調査員等に対して必要な支援を実施することができる。

(3) 東京都国民健康保険団体連合会

区市町村の申出により東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が実施する事業者への介護報酬の支払の留保は、区市町村と国保連の契約内容により、監査の実施通知等に基づき可能となっている。そのため、関係区市町村及び国保連と連携し、情報提供等適切な対応を図る。

6 関係団体等との連携

(1) 区市町村

ア 実地検査の際に、当該事業所が所在する区市町村に同行を依頼するほか、効率的かつ効果的な事業者指導の観点から、随時保険者である区市町村との連携を図り、都は主に監査相当案件に注力して実地検査を実施していく。

イ 区市町村からの依頼により講習会等の方法で集団指導を実施する。

(2) 近隣自治体

事業者に対する指導監査について、近隣自治体間で適宜情報共有を行うなど連携体制の強化を図る。

(3) 国及び国保連

指導及び監査に係る法令・制度運用に関する疑義照会、事業者に関する情報提供等、介護給付の適正化について、事業者指導の立場から連携を図る。

(4) 運営指導所管課等

高齢者施策推進部介護保険課等と連携し、指導監査の依頼を受けた場合は、機動的に実施する。

7 その他

(1) 介護保険事業所に対する定期的な検査を実施することにより、問題点を早期に発見し、介護保険事業所の適正な運営の確保に資するよう、指定居宅サービス事業者等の運営状況等確認検査を実施する。

(2) 「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」（平成21年3月30日付老第0330077号厚生労働省老健局長通知）に基づき、介護サービス事業者に対し、法令等を遵守するための業務管理体制の確認検査を実施する。

令和7年度 医療系介護サービス事業者等実地検査実施方針

1 基本方針

令和7年には全ての段階の世代が75歳を迎えることとなり、平均寿命が大きく伸びた「超高齢社会」が到来した。医療的ケアが必要な要介護高齢者の増加により、訪問看護をはじめとする医療系介護サービスの重要性は今後も高まっていく見込みである。

一方で、訪問看護事業所は小規模事業所の割合が高く、安定的なサービス提供の観点から見ると利用者への影響も懸念される。また、監査の結果、令和6年度には訪問看護事業所に対して不正請求等による指定取消処分を行ったことなどを踏まえ、事業者の提供するサービスの取扱方針について、引き続き周知徹底する必要がある。

こうした中で、運営指導については、利用者の保護、介護サービスに係る指定基準の遵守、保険給付の適正化を図るとともに、事業者を育成・支援することを主眼に置いて実施する。特に訪問看護事業所に対しては、利用者、保険者等から苦情等情報提供が寄せられている事業所及び1人当たり単位数が多い事業所を中心に運営指導を実施する。また、居宅療養管理指導は、令和6年度の集団指導実施結果を踏まえて、運営指導等についても三師会の協力を得つつ検討する。

また、監査については、運営指導の結果又は各種情報から指定基準違反や不正請求が疑われる場合に、関係機関と連携し、不適正な運営や介護報酬の不正受給を早期に停止させることに主眼を置いて機動的に実施する。

なお、運営指導及び監査にあたっては、「介護保険施設等の指導監督について」（令和4年3月31日付老発0331第6号厚生労働省老健局長通知）を参考に実施する。

2 指導の重点項目

(1) 指定訪問看護

ア 人員基準

人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

イ 運営基準

(ア) 利用者の病状、心身の状況等に応じた適切なサービスの提供がされているか。サービス提供の開始に際し、主治医の指示を文書で得ているか。

(イ) サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報利用を含む。）が適切に行なわれているか。

(ウ) 訪問看護計画書

訪問看護計画書は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、看護師等が作成し、作成にあたっては利用者・家族に説明、同意、交付を行っているか。

また、主治医に対して、定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書

を提出しているか。

- (エ) 運営規程、料金表、重要事項説明書が整備され、掲示されているか。
- (オ) 利用料の受領に当たっては、内容を説明し、領収証を交付した上で、適切な額を受領しているか。
- (カ) 非常災害時や停電などの緊急時について、具体的な対応策が検討され、関係機関との連携、従業者への周知が図られているか。
- (キ) 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。

また、区市町村及び東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）からの指導、助言に対して、改善を図っているか。

ウ 介護報酬関係

- (ア) 介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。（例えば、複数名訪問加算について、1人で看護を行うことが困難な事業がない場合に、単に2人の看護師等が同時に訪問看護を行ったことのみをもって算定していないか。）
 - (イ) 十分な観察、必要な助言・指導を行うとともに、提供したサービスの具体的な内容を記録しているか。
 - (ウ) 在宅の要介護者の生活パターンや看護の必要性に合わせて訪問看護が提供されているか。
 - (エ) 恣意的に医療保険と介護保険の訪問看護を変更していないか。
- (2) 指定訪問リハビリテーション及び指定通所リハビリテーション

ア 人員基準

人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

イ 設備基準（通所リハビリテーション）

- (ア) リハビリテーションを行なうにふさわしい基準を満たした専用の部屋が確保されているか。
- (イ) 必要な設備及び専用の機械、器具が設置されているか。

ウ 運営基準

- (ア) 利用者の病状、心身の状況等に応じた適切なサービスの提供がされているか。
- (イ) サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報利用を含む。）が適切に行なわれているか。
- (ウ) リハビリテーション計画は、医師、理学療法士等従業者が共同して作成し、内容について利用者・家族に対する説明、同意及び交付がされているか。

通所リハビリテーション計画については、サービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しているか。

- (エ) 利用料の受領に当たっては、内容を説明し、領収証を交付した上で、適切な額を受領しているか。
- (オ) 非常災害に関する具体的計画は整備されているか。また、計画に基づ

く定期的な避難、救出等の訓練は適切に行われているか。(通所リハビリテーション)

(カ) 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。また、区市町村及び国保連からの指導、助言に対して、改善を図っているか。

エ 介護報酬

介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

(3) 指定居宅療養管理指導

ア 運営基準

(ア) 利用者の病状、心身の状況等に応じた適切なサービスの提供がされているか。

(イ) サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意(個人情報利用を含む。)が適切に行なわれているか。

(ウ) 医師又は歯科医師の指示に基づく薬学的管理指導計画(薬局の薬剤師)、栄養ケア計画(管理栄養士)、管理指導計画(歯科衛生士)が作成されているか。

(エ) 記録が整備されているか。

a 提供した居宅療養管理指導の内容が、診療録に記録されているか。(医師・歯科医師)

b 提供した居宅療養管理指導の内容が、記録されるとともに、医師又は歯科医師等に報告されているか。(薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士)

(オ) 利用料の受領に当たっては、内容を説明し、領収証を交付した上で、適切な額を受領しているか。

(カ) 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。また、区市町村及び国保連からの指導、助言に対して、改善を図っているか。

イ 介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

(4) 介護医療院及び指定短期入所療養介護

ア 人員基準

人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

イ 運営基準

(ア) 利用者の病状、心身の状況等に応じた適切なサービスの提供がされているか。

(イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害への防止に向けた取組が行われているか。

(ウ) サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意(個

人情報の利用を含む。)が適切に行なわれているか。

(エ) 施設サービス計画が計画担当の介護支援専門員により作成され、入院患者・家族に対する説明、文書による同意、交付がされているか。また、定期的に施設サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っているか。

(オ) 利用料の受領に当たっては、内容を説明し、領収証を交付した上で、適切な額を受領しているか。

(カ) 非常災害に関する具体的計画は整備されているか。また、計画に基づく定期的な避難、救出等の訓練は適切に行われているか。

(キ) 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。また、区市町村及び国保連からの指導、助言に対して、改善を図っているか。

ウ 介護報酬

介護報酬算定に関する告示を適切に理解した上、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

3 監査の重点項目

- (1) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (2) 人員基準違反等の状況の下、サービスが提供されていないか。
- (3) 架空、水増しにより不正な介護報酬が請求されていないか。
- (4) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (5) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- (6) その他

ア サービス提供事業所から居宅介護支援事業所への金品等の授受はないか。

イ 利用者からの利用料の受領は適切に行われているか。

4 実施計画

(1) 対象サービス等

ア 居宅サービス（指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定居宅療養管理指導、指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護）

イ 施設サービス（介護医療院）

ウ 介護予防サービス（指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定居宅療養管理指導、指定通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護）

エ アからウまでのサービスを提供する事業者

(注) 介護老人保健施設等に併設・隣接（同一敷地内）している指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所及び指定（介護予防）短期入所療養介護事業所において提供される当該サービスを除く。

(2) 実施形態

ア 指導

(ア) 運営指導

a 実施方法

事業種別ごとに日程等を策定し、事業所に赴き、実地において実施する。

b 実施単位

事業者、指定事業所を単位として実施する。

なお、運営指導の効率化を図るため、同一敷地内の事業所で複数のサービス事業の指定を受けている場合（居宅サービス事業と介護予防サービス事業とを併せた指定等）は同日で実施する。

c 班編成

1 検査班当たり、2 人以上での体制とし、事業所の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

d 実施通知

「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」（平成12年4月1日付12高保指第68号）第4の規定に基づき通知する。ただし、緊急を要する場合等には、通知期間を短縮する（当日交付を含む。）。

e 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」第4の規定に基づき、概ね1か月ごとに決定する。

f 運営指導の確認項目

運営指導の確認項目は、「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用方針」（令和元年5月29日付老指発0529第1号）を踏まえて選定する。

(イ) 集団指導

指導の対象となる介護サービス事業者等を事業種別ごとに、指定基準や通知、前年度の運営指導及び監査の結果・指導上の留意点等をまとめたテキストや要点資料をもとに、指導検査業務システムの活用による動画の配信等により原則として第三四半期に実施する。

イ 監査

(ア) 実施方法

事業種別ごとに日程等を策定し、事業所に赴き、指導と併せて実地において実施する。また、必要に応じ、事業所の関係者等呼び出し、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

事業者、指定事業所を単位として実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たり、原則として4人体制とする。ただし、事業所の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」第5の規定に基づき

通知する。ただし、緊急を要する場合等には、通知期間を短縮する（当日交付を含む。）。

ウ その他

業務管理体制の整備状況に係る確認検査については、一般検査として、書面又は実地による検査を実施する。なお、指定等取消処分相当の事案が発覚した場合には、特別検査として、「介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱」第5の規定を準用した検査を実施する。

（３）全体計画の作成時期

当該運営指導を実施する年度の前年度末までに策定する。

（４）選定方針

ア 選定期間

原則として、令和7年4月1日時点で現存する事業所とする。ただし、年度途中に指定を受けた事業所については、必要があると認められた場合、運営指導の対象とする。

イ 選定方法

- （ア）過去の運営指導において、指摘事項の改善が図られていない事業所で、継続的に指導を必要とする事業所
- （イ）利用者、保険者等から苦情等情報提供が寄せられている事業所
- （ウ）国保連が行う審査支払いの結果から得られる「給付実績を活用した情報提供」のデータのうち、1人当たり単位数が多い事業所
- （エ）休止後の再開、移転等で指導が必要な事業所
- （オ）新規指定後指導未実施の事業所
- （カ）集団指導不参加の事業所
- （キ）相当の期間にわたって、運営指導を実施していない事業所

（５）その他

「介護保険施設等運営指導マニュアル」（令和4年3月 厚生労働省老健局総務課介護保険指導室）及び「介護保険施設等に対する監査マニュアル」（令和6年4月 厚生労働省老健局）を参考に実施する。

5 関係団体への支援等

（１）区市町村

ア 技術的支援

区市町村に対して、これまで蓄積した指定事業所への運営指導に関するノウハウに基づき、区市町村の依頼により必要な支援を実施する。

イ 情報提供

運営指導の結果を当該事業所が所在する区市町村と相互に情報提供することにより、情報の共有化を図る。

（２）国保連

国保連の介護相談窓口の担当から、利用者や家族からの事業者に対する苦情等に関して、都へアドバイス等の依頼があった場合は協力していく。また、

区市町村の申出による国保連の事業者に対する介護報酬の支払の留保は、監査の実施通知等に基づき可能となっている。そのため、関係区市町村及び国保連との連携を図り、指定取消の情報提供等適切な対応を図る。

6 関係団体等との連携

(1) 区市町村

運営指導の際に、当該事業所が所在する区市町村に同行を依頼するほか、効率的かつ効果的な事業者指導の観点から、保険者である区市町村との連携を図る。特に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、連携する訪問介護事業所を所管する区市町村からの依頼により合同の運営指導を行う等実施方法を工夫する。

また、介護保険指導検査連絡会等を通して区市町村の現状を把握し、更なる連携強化策を検討する。

(2) 厚生労働省及び国保連

指導及び監査に係る法令・制度運用に関する疑義照会、事業者に関する情報提供等、介護給付の適正化について、事業者指導の立場から連携を図る。

(3) 運営指導所管等

高齢者施策推進部介護保険課及び施設支援課等と連携し、事業者への指導及び監査の適正かつ効果的な対応・推進を図る。

また、医療法に関わる事項については、保健医療局医療政策部医療安全課と随時情報交換を行い、連携を図っていく。

(4) 保険医療機関等の指導検査所管

診療報酬上の不正等が行われている場合には、保健医療局保健政策部国民健康保険課保険医療機関指導担当と随時情報交換を行い、連携を図っていく。

また、令和7年3月に厚生労働省が訪問看護ステーションに対する指導について見直しの方針を示したことを踏まえ、その検討結果を注視しつつ連携を推進する。

令和 7 年度 障害福祉サービス事業者等実地検査実施方針

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「支援法」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき指定を受けた障害福祉サービス事業者等、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）及び社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定に基づく身体障害者社会参加支援施設等に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて実地検査を実施する。

また、監査については、法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、障害者（児）福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を採ることに主眼を置いて実施する。特に障害者虐待など重大な人権侵害が疑われる場合には、状況に応じて、支援法又は児童福祉法の権限行使等を行う。

実施にあたっては、利用者に身近な区市と連携するとともに、区市に必要な支援・協力を行うことで、指導検査体制の一層の充実・強化を図り、効果的かつ効率的な指導検査の取組を進める。

2 指導の重点項目

(1) 事業運営の適正化と透明性の確保

- ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- ウ 自立支援給付費等算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付等が請求されているか。
- エ 会計基準等に則った適切な経理処理がなされ、その上で、計算書類が作成されているか。
- オ 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。
- カ 運営規程、決算書類等の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。

(2) 利用者保護とサービスの質の確保

- ア 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。
- イ 利用者に対し、虐待行為や身体拘束などを行っていないか。

また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要

な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。

ウ 施設入所支援や生活介護、共同生活援助を行う事業所において、非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。

エ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。

オ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意（個人情報利用を含む。）が適切に行われているか。

3 監査の重点項目

- （１）サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- （２）自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- （３）不正な手段により指定を受けていないか。
- （４）人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- （５）帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- （６）業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- （７）障害者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束や人権侵害が行われていないか。

4 実施計画

（１）対象事業所等

ア 支援法に基づく障害福祉サービス事業、障害者支援施設、一般相談支援事業及び地域生活支援事業

イ 児童福祉法に基づく障害児施設等

ウ 身体障害者福祉法に基づく身体障害者社会参加支援施設

エ 社会福祉法（第２条第２項第７号）に基づく社会事業授産施設

（２）実施形態

ア 指導・監査

（ア）実施方法

原則として、事業又は施設種別ごとに日程等を策定し、事業所等に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じ、事業所等の関係者等を呼び出し、執務室等において実施する。

なお、実地検査を効率的かつ効果的なものとするため、必要に応じて、一定の場所において実施することができる。

（イ）実施単位

事業又は施設を単位として実施する。

なお、当該実地検査と併せて、適宜、社会福祉法人検査に係る検査を

実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たり、原則として居宅系の事業については2人体制とし、施設系の事業については3人体制とする。

また、事業又は施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成19年6月29日19福保指一第221号）第3及び第4の規定に基づき通知する。

ただし、緊急を要する場合等には、通知期間を短縮する（当日通知を含む。）。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、一定の期間ごとに決定する。その際、区市における指導検査計画を考慮する。

(カ) 実績

(オ) で決定した計画に基づき、年度末に実績を取りまとめるものとする。

イ 集団指導

必要な指導の内容に応じて、オンラインを活用した動画配信形式等により実施する。

ウ 個別指導

社会福祉法人が運営する経理事務が不十分な事業所等に対して、事業所等の関係者等と呼び出し、執務室等において、指導する。

また、必要に応じ、事業所等に赴き現地において指導する。

(3) 全体計画の作成時期

当該実地検査を実施する年度の前年度末までに策定する。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和7年4月1日時点で現存する事業所等とするが、当該データの集計に時間を要するため、同年3月1日現在のデータを使用する。ただし、年度途中で指定を受けた事業所については、必要があると認められた場合、実地検査の対象とする。

イ 選定方法

(ア) 実地検査

- a 苦情・告発等が多く寄せられている事業所等、又は苦情・告発等の内容から運営上の問題を有することが疑われる事業所等
- b 過去の実地検査において、指摘事項の改善が図られていない事業所等
- c 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な場合など、継続的に指導することが必要と認められる事業所等

- d 相当の期間にわたって、実地検査を実施していない事業所等
- e 当該事業所等を運営する社会福祉法人が指導検査の時期に当たる事業所等
- f 前年度、集団指導を欠席した事業所等
- g 事業開始後実地検査を実施していない事業所等
- h 福祉サービス第三者評価を受審していない事業所等、又は当該評価結果において、問題がある事業所等
- i その他実地検査の実施が必要と判断される事業所等

なお、a から i の選定に当たっては、利用者の安心・安全を担保する観点から、障害児入所施設、障害者支援施設、共同生活援助を行う事業所を優先して実施する。

また、区市が実施する指導検査を支援する観点から、可能な限り全ての区市の事業所等を選定するよう配慮する。

(イ) 集団指導

集団指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業所等

(ウ) 個別指導

- a 社会福祉法人が運営する経理事務が不十分な障害福祉サービス事業所等
- b その他、個別指導を行うことが適当と認められる障害福祉サービス事業所等

5 関係団体への支援等

(1) 区市町村

ア 技術的支援

区市町村に対して、これまで蓄積した事業所等への実地検査に関する知識及び技術について、区市町村が実施する実地検査への同行等、適宜、必要な支援を実施する。

また、区市の依頼により実地検査に区市が必要とする都の検査担当（運営管理・利用者サービス・会計経理）職員を派遣し検査事務等の技術的支援を行う。

イ 情報提供

実地検査の結果等を当該事業所等が所在する区市町村、当該事業所等を運営する法人を所轄する区市に提供することにより、情報の共有化及び実地検査の効率化を図る。

(2) 指定市町村事務受託法人

これまで実施してきた指定事業所への実地検査に対する知識及び技術を生かし、当該法人の調査員等に対して必要な支援を実施する。

6 関係団体等との連携

(1) 国及び区市町村

国及び区市町村とともに、障害福祉サービス事業等の適正化について、事業所等の指導の立場から必要な情報の交換及び連携を図る。

また、実地検査の際に、当該事業所が所在する区市町村に同行を依頼するほか、効率的かつ効果的な随時事業者指導の観点から、実施機関である区市町村との連携を図る。

なお、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導検査権限は区市にも付与されているところであるが、区市における取組みをより一層推進するため、必要に応じ、実地検査及び集団指導を区市と都とが合同で実施する。

(2) 社会福祉法人の所轄庁としての区市

ア 区市が所轄庁である社会福祉法人が運営する施設の指導検査の実施に当たっては、区市が行う当該社会福祉法人に対する指導検査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。

イ 前項の社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導検査結果等の情報については、都と区市が相互に、必要な情報の交換を行う。

(3) 運営指導所管等

障害者施策推進部各課と連携し、指定の取消等の要件に該当する疑いがあるなどの理由により指導監査の依頼を受けた場合は、機動的に実施する。

令和 7 年度 保護施設等指導検査実施方針

1 基本方針

住居確保の困難等により一時的な居住場所として無料低額宿泊所に入居する生活保護受給者等が、居宅生活への移行や他施設へ入所することなく高齢化し、利用期間が長期化するケースが増加している。

こうした中で、保護施設等は、個人の尊厳の保持を旨とし、個々の入所者等の身体状況や生活形態、経済状況等に応じた利用者本位のサービスを提供するなど、日々の暮らしや自立を支える役割を発揮しなければならない。

以上のことを踏まえ、保護施設等に対する指導検査については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）及び日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和 2 年厚生労働省令第 44 号）その他の法令等並びに東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 113 号）及び東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年東京都条例第 81 号）等（以下「法令等」という。）の規定に基づき、施設の設備及び運営に関する基準等を順守した上で、利用者本位のサービスが提供されているか、適正な施設運営が確保されているかなどに主眼を置いて、一般指導検査を実施する。

また、重大な法令違反、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、社会福祉施設の社会的役割に対する使命の確保維持及び利用者保護の観点から、速やかに特別指導検査を実施する。

2 一般指導検査の重点項目

(1) 運営関係

ア 利用者支援に必要な職員の確保及び処遇

(ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

(イ) 職員の処遇について、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上、福利厚生の実施等が図られているか。

イ 安全対策の徹底

(ア) 消防計画に基づく防火設備の配備、避難訓練等の防災対策が徹底されているか。

(イ) 広域避難場所の周知徹底、備蓄物品など、地震等災害発生時の安全確保や備えが図られているか。

(ウ) 食中毒・感染症（特に新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌 O157、レジオネラ症、ノロウイルス）予防対策が徹底されているか。

(エ) 事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られているか。

ウ 苦情対応の体制整備の徹底

- (ア) 苦情対応の仕組みの入所者等への周知、第三者委員の設置などがされているか。
- (イ) 入所者等からのサービスに係る苦情内容及び対応結果が定期的に公表されているか。

エ 個人情報の適切な取扱いの確保

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）等に則った適正な取扱いが確保されているか。

オ 業務継続に向けた体制の構築

救護施設、更生施設及び宿所提供施設については、「東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例」に基づき、感染症や災害が発生した場合にあっても、継続して適切な処遇を実施できる体制が構築されているか。

(2) 支援関係

ア サービス提供の充実

- (ア) サービスに係る計画に基づいてサービスが提供されているか。
- (イ) 入所者等の個別の状況に応じたサービス提供の計画が策定されるとともに必要の都度見直されているか。
- (ウ) サービスの提供内容は、自立支援につながるものとなっているか。

イ 入所者等の人権に配慮した処遇

- (ア) 入所者等に対し、施設従事者等による虐待行為等の不適切な対応がないか。
- (イ) 適切な虐待防止策が取られているか。

ウ 預り金の適正管理

入所者等の預り金を管理している場合、適切な管理が行われているか。

(3) 会計関係

ア 適切な会計処理の徹底

- (ア) 会計基準等に則った適切な会計処理がされているか。
- (イ) 計算書類等が適正に作成されているか。

イ 管理組織の確立

- (ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。
- (イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

- (ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。
- (イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。
また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

エ 無料低額宿泊所については「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基

準に関する条例」に基づき、サービス内容ごとに契約を行い、食数や食事内容に見合った食費を徴取するほか、収支等に関する帳簿類の整備を行っているか。

3 特別指導検査の重点項目

重大な法令違反、不適切なサービス提供の疑いがある場合に行う特別指導検査においては、個別の事案に応じ、下記の点を重点的に検査する。

(1) 運営関係

法令等を順守した施設運営を行っているか。

(2) 支援関係

利用者支援（福祉サービス）は、個人の尊厳の保持を旨とし、福祉サービスを利用する者が心身ともに健やかに育成され、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計関係

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

4 実施計画

(1) 対象施設等

ア 生活保護法に基づく施設

救護施設、更生施設、宿所提供施設、日常生活支援住居施設

イ 社会福祉法第2条第3項第8号に基づく施設

無料低額宿泊所

(2) 実施形態

ア 一般指導検査

(ア) 実施方法

施設種別ごとに日程等を策定し、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実地において実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

なお、当該施設検査と併せて、適宜、社会福祉法人監査を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たり、原則として3人体制とする。

また、施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

「保護施設等指導検査実施要綱」（平成29年5月23日付29福保指二第113号）第9条の規定に基づき通知する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、原則として、年度当初に決定する。

イ 特別指導検査

(ア) 実施方法

施設ごとに適宜日程等を策定し、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じ、施設の関係者等の来庁を求め、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

なお、当該施設検査と併せて適宜、社会福祉法人監査を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たり、原則として4人体制とする。

また、施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

「保護施設等指導検査実施要綱」第11条の規定に基づき通知する。

(3) 全体計画の策定期間

当該指導検査を実施する年度の前年度末までに策定する。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和7年4月1日時点で現存する施設とする。

イ 選定方法

(ア) 過去の指導検査における指摘事項の改善が図られていない施設

(イ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設

(ウ) 福祉サービス第三者評価を受審していない施設、又は当該評価結果において、問題がある施設

(エ) 毎年度、施設調査書を提出していない施設

(オ) 相当の期間にわたって、指導検査を実施していない施設

(カ) 東京都から民間移譲された施設（民間移譲の初年度のものに限る。遅くとも当該年度中に選定）

(キ) 新規に開設した施設（開設の翌年度に選定実施。新たに指定管理者制度が導入された施設を含み、東京都から民間移譲された施設を除く。）

(ク) 当該施設を運営する社会福祉法人が指導監査の時期に当たる施設（当該施設及び社会福祉法人の指導検査を併せて所管するものに限る。）

(ケ) その他指導検査の実施が必要と判断される施設

5 関係団体への支援等

(1) 技術的支援

区市町村に対して、都がこれまで実施してきた指導検査に関するノウハウについて、必要な支援を実施する。

(2) 情報提供

指導検査の結果を当該施設が所在する区市町村、当該施設を運営する法人を所轄する区市に提供することにより、情報の共有化及び指導検査の効率化を図る。

6 関係団体等との連携

(1) 国及び区市町村

ア 国及び措置権限を有する機関又は事業の実施主体としての施設所在区市町村とともに、施設運営の適正化について、施設指導の立場から連携を図る。

イ 区市が所轄する社会福祉法人が運営する施設について、東京都及び区市が指導検査を同日実施するなど、適正な事業執行の観点から、連携を図る。

ウ 区市が所轄する社会福祉法人及び当該法人が運営する施設について、区市及び都が相互に、指導検査に係る必要な情報の交換を行う。

(2) 運営指導所管等

生活福祉部保護課等と連携し、計画的に指導検査を進めるとともに、指導検査の依頼を受けた場合は、機動的に対応する。

生活保護法による指定医療機関に対する一般指導実施要領

1 目 的

この要領は、生活保護法による指定医療機関及び医療保護施設等に対する一般指導について、事務処理の要領を規定することにより、指導の適正な実施を図ることを目的とする。

2 根 拠

- (1) 生活保護法第50条第2項 <指定医療機関の義務>
- (2) 生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）
- (3) 生活保護法による指定医療機関等の指導及び検査の実施細目（平成14年4月1日14福保保第2号）

3 実施目的

法及び制度の趣旨・目的等の周知並びに理解促進を通じて、指定医療機関の資質維持及び向上を図ることにより、医療扶助の適正化を推進する。

4 指導対象

年度ごとに策定する「指導実施計画」に基づき選定する。

5 実施方法

- (1) 一定の場所に集めて講習会等又は文書の配布、インターネットの活用や電磁的記録媒体の配布等の方法により実施する。
- (2) 指導対象となる医療機関等に対し、あらかじめ一般指導の日時、場所、指導内容等を文書により通知するものとする。

6 指導項目

- (1) 生活保護法について
- (2) 生活保護事務関係の取扱いについて
- (3) 生活保護を受給している患者の処遇について
- (4) 診療内容及び診療報酬の請求について
- (5) その他

7 その他

関係機関等の協力を得て、実施する。

附則

この実施要領は、平成26年6月5日から施行する。

附則

この実施要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この実施要領は、令和 2 年 6 月 16 日から施行する。

附則

この実施要領は、令和 6 年 5 月 24 日から施行する。

令和7年度 児童養護施設等指導検査実施方針

1 基本方針

児童養護施設等の社会的養護の下で育つ子供たちは、虐待等により心に深い傷を受け、情緒的な問題を抱えたり医療や療育上の個別的ケアが必要な児童等が増えている。

こうした中で、児童養護施設等は、個人の尊厳の保持を旨とし、個々の入所者等の身体状況や生活形態、経済状況等に応じた利用者本位のサービスを提供するなど、日々の暮らしや自立を支える役割を発揮しなければならない。

以上のことを踏まえ、児童養護施設等に対する指導検査については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）その他の法令等並びに東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）及び東京都女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和6年東京都条例第83号）等（以下「法令等」という。）の規定に基づき、施設の設備及び運営に関する基準等を順守した上で、利用者本位のサービスが提供されているか、適正な施設運営が確保されているかなどに主眼を置いて、一般指導検査を実施する。

また、重大な法令違反、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、社会福祉施設の社会的役割に対する使命の確保維持及び利用者保護の観点から、速やかに特別指導検査を実施する。

2 一般指導検査の重点項目

(1) 運営関係

ア 入所者等の支援に必要な職員の確保及び処遇

(ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

(イ) 職員の処遇について、適切な給与水準の確保、労働時間の短縮等労働条件の改善、研修等職員の資質向上、福利厚生の実施等が図られているか。

イ 安全対策の徹底

(ア) 消防計画に基づく防火設備の配備、避難訓練等の防災対策が徹底されているか。

(イ) 広域避難場所の周知徹底、備蓄物品など、地震等災害発生時の安全確保や備えが図られているか。

(ウ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

(エ) 事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られているか。

ウ 苦情対応の体制整備の徹底

(ア) 苦情対応の仕組みの入所者等への周知、第三者委員の設置などがされ

ているか。

(イ) 入所者等からのサービスに係る苦情内容及び対応結果が定期的に公表されているか。

エ 個人情報の適切な取扱いの確保

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）等に則った適正な取扱いが確保されているか。

オ 虐待の防止

入所者等の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、運営を行なっているか。

(2) 支援関係

ア 支援の充実

(ア) 支援計画に基づいて適切に支援等を行っているか。

(イ) 入所者等の個別の状況に応じ意見又は意向等を勘案した支援等計画が策定されるとともに必要に応じて評価・見直しがされているか。

(ウ) 支援等の内容は、自立支援につながるものとなっているか。

(エ) 関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保しているか。

イ 適切な健康管理

一人一人の入所者等の健康管理を行い、異常がある場合は適切に対応しているか。

ウ 預り金の適正管理

入所者等の預り金を管理している場合、適切な管理が行われているか。

(3) 会計関係

ア 適切な会計処理の徹底

(ア) 会計基準等に則った適切な会計処理がされているか。

(イ) 計算書類等が適正に作成されているか。

イ 管理組織の確立

(ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。

(イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

(ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。

(イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。

また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

3 特別指導検査の重点項目

重大な法令違反、不適切なサービス提供の疑いがある場合に行う特別指導検査

査においては、個別の事案に応じ、下記の点を重点的に検査する。

(1) 運営関係

法令等を順守した施設運営を行っているか。

(2) 支援関係

入所者等の支援（福祉サービス）は、個人の尊厳の保持を旨とし、福祉サービスを利用する者が心身ともに健やかに育成され、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計関係

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

4 実施計画

(1) 対象施設等

ア 児童福祉法に基づく施設等

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業を実施する場所のうち児童福祉法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居（自立援助ホーム）、小規模住居型児童養育事業を行う住居（ファミリーホーム）

イ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設

女性自立支援施設

(2) 実施形態

ア 一般指導検査

(ア) 実施方法

施設種別ごとに日程等を策定し、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実地において実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

なお、当該施設検査と併せて、適宜、社会福祉法人監査を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たり、原則として3人体制とする。

また、施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

「児童福祉施設等指導検査実施要綱」（平成29年5月23日付29福保指二第112号）第9条の規定に基づき通知する。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象は、原則として、年度当初に決定する。

イ 特別指導検査

(ア) 実施方法

施設ごとに適宜日程等を策定し、施設又は当該施設を設置運営する法

人等の事務所に赴き、実地において実施する。

また、必要に応じ、施設の関係者等の来庁を求め、執務室等において実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

なお、当該施設検査と併せて適宜、社会福祉法人監査を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たり、原則として4人体制とする。

また、施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

「児童福祉施設等指導検査実施要綱」第11条の規定に基づき通知する。

(3) 全体計画の策定期間

当該指導検査を実施する年度の前年度末までに策定する。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和7年4月1日時点で現存する施設とする。

イ 選定方法

(ア) 過去の指導検査における指摘事項の改善が図られていない施設

(イ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設

(ウ) 福祉サービス第三者評価を受審していない施設、又は当該評価結果において、問題がある施設（ファミリーホームを除く。）

(エ) 毎年度、施設調査書を提出していない施設

(オ) 相当の期間にわたって、指導検査を実施していない施設

(カ) 東京都から民間移譲された施設（民間移譲の初年度のものに限る。遅くとも当該年度中に選定）

(キ) 新規に開設した施設（開設の翌年度に選定実施。新たに指定管理者制度が導入された施設を含み、東京都から民間移譲された施設を除く。）

(ク) 児童の社会的養護の観点から、毎年度指導検査が必要と判断される施設

(ケ) 当該施設を運営する社会福祉法人が指導監査の時期に当たる施設（当該施設及び社会福祉法人の指導検査を併せて所管するものに限る。）

(コ) その他指導検査等の実施が必要と判断される施設

5 関係団体への支援等

(1) 技術的支援

区市町村に対して、東京都がこれまで実施してきた指導検査に関するノウハウについて、必要な支援を実施する。

(2) 情報提供

指導検査の結果を当該施設が所在する区市町村、当該施設を運営する法人を所轄する区市に提供することにより、情報の共有化及び指導検査の効率化を図る。

6 関係団体等との連携

(1) 国及び区市町村

ア 国及び措置権限を有する機関又は事業の実施主体としての施設所在区市町村とともに、施設運営の適正化について、施設指導の立場から連携を図る。

イ 区市が所轄する社会福祉法人が運営する施設について、東京都及び区市が指導検査を同日実施するなど、適正な事業執行の観点から、連携を図る。

ウ 区市が所轄する社会福祉法人及び当該法人が運営する施設について、区市及び都が相互に、指導検査に係る必要な情報の交換を行う。

(2) 運営指導所管等

子供・子育て支援部育成支援課等と連携し、計画的に指導検査を進めるとともに、指導検査の依頼を受けた場合は、機動的に対応する。

令和7年度 保育施設指導検査等実施方針

1 基本方針

都は、これまで待機児童の解消に向け、多様な保育サービスの拡充や、保育人材等の確保・育成及び定着支援などの取組を進めてきた。令和7年3月に策定した「東京都子供・子育て支援総合計画（第3期）」において、保育サービスの充実を目標に掲げ、誰もが必要な保育サービスを利用できるよう、多様な保育ニーズに対応する質の確保された保育サービスの拡充を促進することとし、保育の質の確保としては、区市町村と連携した効果的な指導監督を実施することとしている。

こうしたことから、東京の保育サービスの充実を図るためには、各種保育施設に対する指導検査の取組みが一層重要なものとなっている。

以上のことを踏まえ、認可保育所及び幼保連携型認定こども園に対する一般指導検査並びに東京都認証保育所及びその他の認可外保育施設に対する立入調査（以下「一般指導検査等」という。）については、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等や、東京都認証保育所事業実施要綱等関係法令等に照らして、適正に実施されているかを確認の上、改善指導等を行い、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を確保することに主眼を置いて実施する。

また、重大な法令違反や虐待等、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、社会福祉施設の社会的使命に対する信頼の維持・確保及び利用者保護に主眼を置いて、速やかに特別指導検査又は特別立入調査（以下「特別指導検査等」という。）を実施する。

これらの実施に当たっては、保育の実施主体である区市町村と密接な連携を図ることとし、指導検査においては、子ども・子育て支援法により、区市町村も指導検査権限を持つことから、都と区市町村がそれぞれ効果的・効率的に指導検査を実施するため、必要な連携及び支援を行う。

また、認可外保育施設への立入調査にあたっては、巡回指導チームによる指導状況等も踏まえ重層的に指導、助言を行うことで、保育サービスの質の一層の向上と安全の確保に取り組んでいく。

2 一般指導検査等の重点項目

（1）運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

（ア）職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

（イ）職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

（ウ）職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。

（エ）職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- (イ) 安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。
- (2) 保育内容関係
 - ア 保育所保育指針の徹底
 - (ア) 子供の人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
 - (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。
 - イ 児童一人一人に応じた保育の徹底
 - (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
 - (イ) アレルギー疾患を有する児童等の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。
 - ウ 安全対策の徹底
 - (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
 - (イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
 - (ウ) プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
 - (エ) 上記（ア）から（ウ）にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
 - (オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。
- (3) 会計経理関係
 - (主に認可保育所)
 - ア 適切な会計処理の徹底
 - (ア) 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
 - (イ) 計算書類等が適正に作成されているか。
 - (ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。
 - (エ) 保育所単位での資金管理（積立資産含む。）が適正に行われているか。
 - イ 管理組織の確立
 - (ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。
 - (イ) 資産管理が適正に行われているか。
 - ウ 契約事務の適正化
 - (ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。
 - (イ) 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。
 - (認証保育所)
 - エ 保育料の徴収額が実施要綱に定める限度額を超えていないか。

3 特別指導検査等の重点項目

(1) 運営管理関係

法令等を順守した施設運営を行っているか。

(2) 保育内容関係

保育内容は、入所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計経理関係

会計基準や関係通知に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

4 実施計画

(1) 対象施設

ア 認可保育所

イ 幼保連携型認定こども園

ウ 東京都認証保育所

エ 認可外保育施設のうち、東京都認証保育所を除いた施設（以下「その他の認可外保育施設」という。）

(2) 実施形態

ア 一般指導検査等

(ア) 実施方法

施設種別ごとに日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

なお、当該施設検査と併せて、適宜、社会福祉法人検査を実施する。

(ウ) 班編成

1 検査班当たりの検査員は、原則として認可保育所、幼保連携型認定こども園及び東京都認証保育所については3人、その他の認可外保育施設については2人とする。

また、施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。

(エ) 実施通知

a 認可保育所、幼保連携型認定こども園及び東京都認証保育所

「児童福祉施設等指導検査実施要綱」（平成29年5月23日付29福保指二第112号）第9条の規定に基づき行う。

b その他の認可外保育施設

認可外保育施設に対する指導監督要綱（昭和57年6月15日付56福児母第990号）（「指導監督要綱」という。）に基づき行う。

(オ) 日程及び対象

具体的な日程及び対象については、以下のとおり決定する。

- a 認可保育所、幼保連携型認定こども園及び東京都認証保育所
原則として、年度当初に決定する。
 - b その他の認可外保育施設
立入調査実施時に、随時決定する。
- イ 特別指導検査等
- (ア) 実施方法
- 施設ごとに適宜日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴いて実施する。
- また、必要に応じ、施設の関係者の来庁を求め、執務室等において実施する。
- (イ) 実施単位
- 施設を単位として実施する。
- なお、当該施設検査と併せて、適宜、社会福祉法人検査を実施する。
- (ウ) 班編成
- a 認可保育所、幼保連携型認定こども園及び東京都認証保育所
1 検査班当たりの検査員は、原則として4人とする。
また、施設の状況により適宜体制を再編し、専門員を加えて実施する。
なお、必要により、施設が所在する区市町村との合同実施とする。
 - b その他の認可外保育施設
1 検査班当たりの検査員は、原則として3人とする。
その他必要に応じて、指導監督要綱第8条3に定める専門的知識を有する者を加える。
- (エ) 実施通知
- 「児童福祉施設等指導検査実施要綱」第11条の規定に基づき行う。
- ウ 集団指導
- その他の認可外保育施設のうち、「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目」(昭和57年6月15日付57福児母第144号)に定める居宅訪問型保育事業のうち複数の保育に従事する者を雇用していないものについては、立入調査に代えて、集団指導を行う。
- (3) 全体計画の作成時期
- 当該指導検査を実施する年度の前年度末までに策定する。
- (4) 選定方針
- ア 選定時点
- 原則として、令和7年4月1日時点で現存する施設とする。ただし、年度途中に開設した施設については、必要があると認められた場合、指導検査の対象とする。
- イ 選定方法(集団指導の対象となるその他の認可外保育施設を除く。)
- (ア) 過去の一般指導検査等及び特別指導検査等(以下「指導検査等」という。)において、指摘事項の改善が図られていない施設
- (イ) 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の

確認を要する施設

- (ウ) 新規に開設された施設
- (エ) 前回の指導検査等から一定の期間を経過した施設
- (オ) 財務分析結果等の課題のある社会福祉法人が運営する施設（認可保育所。ただし、当該施設及び社会福祉法人の指導検査を併せて所管するものに限る。）
- (カ) 福祉サービス第三者評価を受審していない施設、又は当該評価結果において問題がある施設（認可保育所及び東京都認証保育所）
- (キ) 毎年度、施設調査書を提出していない施設（認可保育所）
- (ク) 新たに民間委託された施設、指定管理者制度が導入された施設（認可保育所）
- (ケ) 当該施設を運営する社会福祉法人が指導検査の時期に当たる施設（認可保育所。ただし、当該施設及び社会福祉法人の指導検査を併せて所管するものに限る。）
- (コ) その他指導検査等の実施が必要と判断される施設

5 関係団体への支援等

(1) 技術的支援

区市町村が子ども・子育て支援法に基づく権限を行使できるよう、都がこれまで実施してきた指導検査等に関するノウハウについて、必要な支援を行う。

(2) 情報提供

指導検査等の結果を当該施設が所在する区市町村、当該施設を運営する法人を所轄する区市に提供することにより、情報の共有化及び指導検査等の効率化を図る。

6 関係団体等との連携

(1) 区市町村

ア 児童福祉法に基づく都の指導検査と子ども・子育て支援法に基づく区市町村の指導検査との合同実施を行う。

イ 前項のほか、都の指導検査において区市町村職員が立ち会う。

(2) 社会福祉法人の所轄庁としての区市

ア 区市が所轄庁である社会福祉法人が運営する施設の指導検査については、区市が行う当該社会福祉法人に対する指導監査と同日に実施するなど、必要な連携を行う。

イ 前項の社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導検査結果等については、都と区市が相互に、必要な情報の交換を行う。

(3) 国

法令・基準の解釈や運用の仕方、個々の案件における課題等について、適宜情報の交換を行い、施設指導の立場から連携を図る。

(4) 運営指導所管

子供・子育て支援部保育支援課等と連携し、計画的に指導検査等を進めるとともに、指導検査等の依頼を受けた場合は、機動的に対応する。

7 その他

幼保連携型認定こども園においては、「保育」は「教育・保育」と、「保育所保育指針」は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」と、「全体的な計画」は「教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画」と読み替える。

資料4 社会福祉施設・事業等の概要

区分	種別	概要
介護保険施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で家庭での生活が困難な場合に入所する施設です。要介護者に対して、(1)入浴・排せつ・食事等の介護等の日常生活の世話、(2)機能訓練、(3)健康管理、(4)療養上の世話を行います。
	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設です。(1)看護、(2)医学的管理下での介護、(3)機能訓練等の必要な医療、(4)日常生活の世話を行います。
	介護医療院	「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。 (1)療養上の管理、(2)看護・医学的管理下での介護、(3)機能訓練、(4)その他必要な利用等を行います。
高齢者施設等 (介護保険以外のサービス)	養護老人ホーム	身体上、精神上又は環境上の理由と経済的理由により居宅で生活することが困難な人を対象とする施設です。
	軽費老人ホーム	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な方が、低額な料金で利用できる施設です。
	ケアハウス	ケアハウスは、自炊できない程度の身体機能の低下等が認められ、独立して生活するには不安が認められる方が対象です。
	A型	A型は月収おおむね35万円以下の方が対象です。
	B型	B型はA型の要件(月収おおむね35万円以下)を満たし、かつ、健康で自炊のできる方が対象です。
	都市型軽費老人ホーム	都市部等において所得が低い高齢者でも入居できるよう家賃等の利用料を低額に抑えた軽費老人ホームです。地価が高い都内の実情に配慮して、設備・人員基準が緩和されています。
	有料老人ホーム	食事・介護・家事・健康管理のうち、少なくとも一つ以上のサービスを提供します。入居者との介護に係る契約によって、「介護付」・「住宅型」・「健康型」の3類型に分類されます。
介護事業 (介護保険在宅サービスを含む。)	訪問介護	介護福祉士や、ホームヘルパーなどが家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談・助言等の必要な日常生活上の援助を行います。
	訪問入浴介護	看護師やホームヘルパーが移動入浴車等で各家庭を巡回し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行います。サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境を考慮して、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

区分	種別	概要
介護保険在宅サービス事業（介護予防を含む。）（続き）	通所介護 （デイサービス）	老人デイサービスセンター等に通い、日中の食事・入浴（浴室がある施設のみ）の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認等、日常生活の世話と機能訓練を行います。利用者の心身機能の維持とともに、社会的孤立感の解消や、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。認知症高齢者については、その特性に応じたサービスを提供することとなっています。
	短期入所生活介護 （ショートステイ）	老人短期入所施設や、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事の介護等の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスが提供されます。心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため又は家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある場合に利用します。
	特定施設入居者 生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホームの入居者である要介護者等が、入居している施設で、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を受けます。
	福祉用具貸与	心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある要介護者等の、日常生活の便宜を図るための福祉用具や、機能訓練のための福祉用具の貸出しを行います。
	特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴または排せつのために使用する（貸与にならない）特定の用具を販売します。
	居宅介護支援	在宅サービス等を適切に利用できるように、居宅介護支援事業者が心身の状況・環境・本人や家族の希望等を聞いて、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成や、介護サービス事業者との調整や、介護保険施設への紹介等を行います。
	訪問看護	病状が安定期にある要介護者等に対して、訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師などが家庭を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。サービスの提供に当たっては主治医との密接な連携に基づき、利用者の療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ります。
	通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院、診療所に通い、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。医師の指示と通所リハビリテーション計画に基づいてサービスが行われ、認知症高齢者については、その特性に応じたサービスを提供することとなっています。
	訪問リハビリテーション	病院、診療所の理学療法士、作業療法士などが家庭を訪問して、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。
	短期入所療養介護 （医療ショート）	介護老人保健施設などに短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他の必要な医療や日常生活の世話等のサービスが提供されます。心身の状況や病状、家族の病気、冠婚葬祭、出張等のため又は家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある場合に利用します。

区分	種別	概要
障害者支援施設等	施設入所支援	施設に入所する障害者に、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時の介護を要する方に、主として昼間に、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。
	生活介護	常時介護を要する障害者に、主として昼間に、施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護等を行うほか、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な機能訓練等又は生活能力の向上のために必要な生活訓練等を行います。
	就労移行支援	就労を希望する障害者に、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。A型とB型との2種類があります。 【就労継続支援A型】 雇用契約に基づく就労が可能な方に、雇用契約の締結等により就労の機会等を提供します。 【就労継続支援B型】 雇用契約に基づく就労が困難な方に、就労の機会等を提供します。
	就労定着支援	通常の事業所に雇用された障害者に、当該事業所での就労の継続を図るために事業主、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整や指導・助言等を行います。
身体障害者 社会参加支援施設	補装具製作施設	無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行います。
	盲導犬訓練施設	無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害者に、盲導犬の利用に必要な訓練を行います。
	視聴覚障害者 情報提供施設	無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを視聴覚障害者の利用に供し、又は点訳若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣等を行います。
障害児入所施設	福祉型 障害児入所施設	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行います。
	医療型 障害児入所施設	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

区分	種別	概要
障害福祉在宅サービス事業	居宅介護	自宅において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する方に、自宅における入浴、排せつ又は食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する方に、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な支援、外出支援等を行います。
	短期入所	自宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への一時的な入所を必要とする方に、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的にを行います。
	自立生活援助	障害者支援施設等を利用していた障害者が、居宅において単身等で自立した日常生活を営むに当たり、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
	盲人ホーム	あんま・マッサージ等の免許を持っている視覚障害者で、自営したり雇用されたりすることが困難な方に対して、自立を促進するため施設設備の利用及びあんま等に関する技術指導を行います。
相談支援事業	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者等に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
	地域定着支援	自宅において単身等の状況で生活する障害者に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して緊急の事態等が生じた場合に相談等を行います。
障害児通所支援事業	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童を医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

区分	種別	概要
障害児通所支援事業（続き）	保育所等訪問支援	保育所等の施設へ通う障害児に、当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
保護施設	救護施設	身体上又は精神上に著しい障害があるため、自分一人では生活することが困難な要保護者を入所させて保護しています。
	更生施設	身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者で、近い将来社会復帰できる見込みのある人を入所させて保護しています。
	宿所提供施設	住宅のない要保護者の世帯に対して、住宅を提供するための施設で、家族用と単身者用とがあります。
児童福祉施設等	児童養護施設	保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を養育します。
	児童自立支援施設	不良行為をなし、又は行うおそれのある児童及び家庭環境等の理由により生活指導が必要な児童を入所させて、必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設です。
	乳児院	保護者のいない乳幼児及び保護者による養育が困難又は不適当な乳幼児を養育します。
	母子生活支援施設	母子家庭で児童の養育が十分にできない場合、母子をともに入所させて保護し、自立の促進のためにその生活を支援する施設です。
	自立援助ホーム	中学卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した児童等に、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設です。
	幼保連携型認定こども園	保護者の就労の有無にかかわらず、就学前の子どもを受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する施設です。
	保育所（認可保育所）	保護者が仕事や病気などの理由により、保育を必要とする0歳から小学校就学前までの子どもを預かって保育します。
認可外保育施設	認証保育所（A・B型）	都独自の基準により認証した保育施設で、13時間以上開所しています。補助対象は区市町村が認める都内在住の児童です。
	認可外保育施設（認証保育所及び居宅訪問型保育事業以外）	ベビーホテル、事業所内保育施設等、保育を行うことを目的とする施設であって認可を受けていない施設です。対象年齢や保育時間、保育の内容等は、施設によりさまざまです。
	居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅において、保育を行うことを目的とする事業であって、認可を受けていない事業です。

区分	種別	概要
その他の施設	無料低額宿泊所	火災・立ち退き・高家賃等により住宅に困っている低所得の人及び生活困難等により住宅確保のできない人に、無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業です。
	日常生活支援住居施設	無料低額宿泊所のうち、生活保護法に規定する被保護者ごとに個別支援計画を策定し、当該計画に基づき個別的・専門的な日常生活上の支援を行う施設として、その支援の実施に必要な人員を配置するなど一定の要件を満たす施設です。
	女性自立支援施設	様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、心と体の健康や権利の回復を図り、安定して自立した生活ができるよう中長期的な支援を行う施設です。

資料5 各種参考情報

指導検査に関する基準や基礎資料については、以下のホームページ等を御参照ください。

(1) 指導検査の実施要綱・基準等

指導監査部が実施している指導検査の実施要綱・基準等（PDFファイル）については、それぞれ下記の手順でダウンロードすることができます。

* 社会福祉施設等指導検査実施要綱・実施方針・指導検査基準・自己点検票

東京都福祉局ホームページ

→ 福祉の基盤づくり

→ 社会福祉法人・施設等の指導検査

→ 指導検査要綱・実施方針・指導検査基準・自己点検票

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/youkoutou/sidoukijyun.html>

* 東京都認証保育所事業実施要綱

東京都福祉局ホームページ

→ 子供家庭

→ 保育サービス

→ 認証保育所について

→ 認証保育所の詳細（実施要綱・申請様式等）

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninsyo/syosai.html>

* 認可外保育施設に対する指導監督要綱、指導監督基準

東京都福祉局ホームページ

→ 子供家庭

→ 保育サービス

→ 認可外保育施設について

→ 指導監督要綱・指導監督基について

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/shidoukantoku-kijun/index.html>

(2) 社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果

指導監査部が実施している社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査の結果を公表しています。

東京都福祉局ホームページ

→ 福祉の基盤づくり

→ 社会福祉法人・施設等の指導検査

→ 社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者に対する指導検査結果

<https://www.info.fukushikensa.metro.tokyo.lg.jp/s/home>

(3) 社会福祉法人・施設の情報

* とうきょう福祉ナビゲーション(略称: 福ナビ)

公益財団法人東京都福祉保健財団が作成しており、福祉サービスを利用する際に必要な様々な福祉情報を提供しています。

○ トップページ

<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>

○ 事業所情報(事業者自らが更新しています。)

https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/jservice_menu.html

○ 福祉サービス第三者評価(概要、評価機関及び評価結果が見られます。)

<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>

○ 介護サービス情報の公表

<https://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/kohyo/index.html>

* 社会福祉施設等一覧

都内の社会福祉施設等の名称、所在地、定員などを施設の種別別に掲載しています。

東京都福祉局ホームページ

→ 福祉の基盤づくり

→ 社会福祉施設情報

→ 社会福祉施設等一覧

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/fukushi_shisetsu/shs_list/index.html

(4) 社会福祉法人の運営に関する情報

社会福祉法人制度改革に関する情報や社会福祉法人の運営を行う際に必要となる様々な事務手続を掲載しています。

東京都福祉局ホームページ

→ 福祉の基盤づくり

→ 社会福祉法人制度

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/syakaihukushihoujin/index.html>

○ 社会福祉法人制度改革

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/syakaihukushihoujin/seidokaikaku.html>

○ 社会福祉法人向け説明会・講習会(東京都主催)配布資料

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/syakaihukushihoujin/setumeikai-kousyuukai.html>

○ 社会福祉法人の運営に係る事務手続

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/syakaihukushihoujin/zimutetuzuki.html>

(5) 福祉サービスにおける苦情解決や相談に関する情報

福祉サービスにおける苦情解決のための対応マニュアルや区市町村の福祉サービス利用相談窓口の情報を掲載しています。

東京都福祉局ホームページ

→ 福祉の基盤づくり

→ 相談・助成制度

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/sodan/index.html>

(6) 事業者等運営支援に関する情報

* 公益財団法人東京都福祉保健財団

各種研修の案内、福祉情報、事業者向けの情報などを提供しています。

<https://www.fukushizaidan.jp/>

* 社会福祉の手引

東京都及び東京都の支援を受けて区市町村や民間団体が実施している福祉サービスや施設等の説明や相談先が掲載されている冊子で、年1回発行しています。

各種連絡先

福祉局指導監査部に関する連絡先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎 26階南

TEL 都庁代表 03-5321-1111

（括弧内は指導検査等の主な対象）

指導調整課

内線番号

指導調整担当（企画及び調整）

内34-521

社会福祉法人担当（社会福祉法人の認可等）

内34-531

指導第一課

施設サービス検査担当（介護保険施設）

内34-551

在宅サービス検査担当（福祉系介護保険事業）

内34-561

障害福祉サービス検査担当

（障害者・障害児の施設、在宅サービス）

内34-559

指定医療機関指導担当（生活保護法等の指定医療機関）

内34-621

介護機関指導担当（医療系介護保険事業）

内34-625

保護施設検査担当

（保護施設、無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設等）

内34-571

指導第二課

施設検査担当（保育所・保育施設を除く児童福祉施設等）

内34-575

保育施設検査担当

（認可保育所、認証保育所及び認可外保育施設等）

内34-581

保健医療局保健政策部に関する連絡先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎 29階中央

TEL 都庁代表 03-5321-1111

国民健康保険課

保険医療機関指導担当（保険医療機関及び保険薬局等）

内34-614